令和2年勝浦町マラソン議会(ひな会議)会議録第1日目

- 1 招集年月日 令和2年3月3日
- 1 招集場所 勝浦町議会議場
- 1 開閉日時及び宣告

開議 3月3日 午前9時36分 議長 美馬友子

散 会 3月3日 午後5時20分 議 長 美 馬 友 子

- 1 出席及び欠席議員
 - ○出席議員(10名)

1番	花	房	勝		2番	相	原	喜り	人男
3番	瀬	戸	直	_	4番	仙	才		守
5番	美	馬	友	子	6番	麻	植	秀	樹
7番	松	田	貴	志	8番	篰		公	_
9番	玉	清	_	治	10番	井	出	美智子	

○欠席議員(0名)

1 会議録署名議員

4番 仙 才 守 8番 篰 公 一

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町 長 野 上 武 典 副 町 長 山田 徹 政 策 監 大久保 彰 教 育 長 市川公雄 参事兼総務防災課長 岡本重男 企画交流課長 石 木 正 昭 税務課長 藤井小百合 福祉課長 木 村 美枝 中瀬弘晴 住民課長 農業振興課長 野 稔 彦 河 建設課長 海川好史 上下水道課長 文 松 本 博 勝浦 病院 易長 教育委員会事務局長 笹 山 芳 宏 笠 木 義 弘

1 職務のため出席した者の職氏名

会計管理者

事務局長後藤信之

長 友 清 美

1 議事日程(第1号)

開議宣言

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 議案第1号 令和元年度勝浦町一般会計補正予算(第9号) について
- 日程第5 議案第2号 令和元年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第3号 令和元年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1号)について
- 日程第7 議案第4号 令和元年度勝浦町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第5号 令和元年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第9 議案第6号 令和元年度勝浦町病院事業特別会計補正予算(第2 号)について
- 日程第10 議案第7号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 について
- 日程第11 議案第8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい て
- 日程第12 議案第9号 勝浦町土地開発基金条例の一部を改正する条例につい て
- 日程第13 議案第10号 勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ いて
- 日程第15 議案第12号 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費 用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 勝浦町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 勝浦町簡易水道設置条例の一部を改正する条例につい

7

日程第18 議案第15号 勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例につい て

日程第19 議案第16号 勝浦町過疎地域自立促進計画の一部変更について 日程第20 議案第17号 勝浦町道路線の認定について

- 1 本日の会議に付した事件 日程第1から日程第20まで(第1号)
- 1 会議の経過

別紙のとおり

○議長(美馬友子君) おはようございます。

きょうは3月3日,桃の節句でございます。いい顔でお写真が撮れたでしょうか。 新型コロナウイルス感染防止のために、今議会でも体温測定にて37.5度以上の発熱 がある場合は自宅での安静ということでご協力いただいております。また、せきエチ ケットにもご協力をお願いしているところでございます。

学校では、昨日から臨時休校となっております。教育長から、議会前に今の現状と 対策等についての説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長(市川公雄君) 失礼いたします。ただいま議長からお話がありましたように、現在のところの勝浦町の小・中学校の様子というのを、先週来からの経緯をご説明させていただきたいと思います。

大きく動き出しましたのが、先週2月25日火曜日に徳島でコロナウイルスの感染者 が確認されたという報道,それを受けまして,26日,次の日の徳島新聞朝刊に大きく 出ました。その経緯を踏まえまして、町教委としては小・中学校のほうに校長先生宛 てに、より一層学校における新型コロナウイルス感染症対策への対応についてという 文書を、これは県からもいただいておった分を勝浦町版にリニューアルした分を発出 して、児童・生徒の対策のほうをしっかりやっていただきたいというのを出しまし た。それで、その次の2月27日木曜日17時から19時まで、夕方の5時から7時に臨時 の校長会を開きまして、より具体的にこれからどうしていくか、それからもうちょっ と先の行事をどうするか、その段階でも卒業式なり入試なり、あるいは終業式があり ましたので、それに対する対応を協議しながら、その日は2時間で終わりましたが、 実はその日の夜に、安倍総理のほうの全国一斉の臨時休業の要請という発言がござい まして、そのときに校長会で協議した内容がほとんど飛んでしまったような状態にな りまして、その日の夜の11時半ぐらいに、県の教育委員会の木屋村統括管理主事のほ うから、恐らく全県の教育長のほうに連絡いただきました。そのときは2点だけとり あえず連絡しますということで、まず1点が、3月2日から24日まで徳島県としては 臨時休業を行うというふうな1点、もう一点は、各学校でやるべき内容については具 体的に県教委から文書を出しますので、それをもとに対策を考えてくださいと、この 2点をとりあえず学校長のほうには連絡してくださいという連絡が県教委から入りま

した。その日の夜は11時半、12時前でありましたんで、ちょっと時間的には遅かった のと、私が実はこのときにちょっと熱っぽくて、体調も余り、もうろうとしておった 状態でありましたので、翌日28日の朝6時に、それぞれ3つの小・中学校の校長先生 に具体的な内容をお伝えして、それから県が発出された文書を見て、それから対応を 考えましょうというふうな連絡をいたしました、それが28日の金曜日。金曜日の午後 から1時から1時半ぐらい教育委員会のほうで臨時校長会を開きまして, まず県から の文書を読みました上で、まず最初に保護者宛、もう28日金曜日しかなかったわけで すから、その日のうちに何ができるかということを協議いたしまして、まずは学校か ら保護者宛てには課題のプリントと文書を発出すると。内容につきましては、3月2 日から24日までを臨時休業期間とすると、まずそれだけをきちんとすると。その後に ついては連絡をいたしますという内容だけを、慌てて児童が帰る2時半、3時までの 間につくりまして、持って帰っていただいたというふうな状況でございます。もちろ ん, その間小・中学校のほうでは, これが3学期末の最後の1日となる可能性が高か ったので、休み中の24日までの休業期間の課題でありますとか、プリントであります とか、急ぎつくりまして児童・生徒に持たせ、それから持って帰れるだけの無理のな い範囲で荷物も持って帰らせて、その日については放課というふうなことにいたしま した。

そして、きのう3月2日から24日までの間の臨時休業日に入ったわけでございますが、その具体的な内容については、各校の取り組み、小・中学校とも週に何回かは電話連絡、それから家庭訪問を通じて児童・生徒の様子を把握する。必要があれば、個別にまめに家庭訪問で様子を見ていく。課題がちゃんとできていきよるかの確認も含めて対応を続けていくというふうなことと、高校入試についてはこの3月10、11日、これは予定どおり行われます。各校の卒業式につきましては、ご承知と思いますが、来賓、それから在校生は入れないと。それから、卒業生、教職員、保護者、これで簡略した形でとり行うというふうなことで共通理解しております。

それと、修了式は行うと。卒業式も行う。それから、残りました在校生の最後の修 了式はとり行うというところで今共通理解してやっておるところでございます。各校 ともそれぞれ工夫いたしまして、本当に1日しかなかったんですけども、やれる範囲 の内容で課題、各教科ごと、何日までにここまではやりなさいとか、ここまでやった 分のプリントはこれだよというふうなあたりをとりあえずまず渡しまして、それを休 み中確認をしていくというふうなことで対応していきたいと考えております。

それから、社会体育関係のほうですけれども、スポーツ少年団のほうには自粛をお願いしたという形でございます。それから、郡の陸協のナイター練習、毎週水曜日、金曜日に年間を通してやっておるところも、自主的にこの期間はやめましょうということで練習を控えてもらっております。それからあと、小・中学校関係は、体育館を使用してる団体のほうにも、今回の資料をご理解いただいて、自粛のほうをということでお願いをしておるところであります。

とにかく、きのうきょうと2日間休業日、生徒はどうしておるか心に心配もしておるところでございますが、今後とも児童・生徒の様子を細かく見ていきながら支援を続け、学校再開ということも視野に含めまして、来年度、新年度に向けて取り組んでいきたいというふうなことで考えておるところです。

以上でございます。

○議長(美馬友子君) 以上で議会前の説明は終了いたしました。ただいまから令和2年勝浦町マラソン議会ひな会議を開きます。本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~~~~~~~~~

○議長(美馬友子君) 日程第1,諸般の報告を議題といたします。 会議等への出席状況を報告いたします。

1月26日, 勝浦町で開催された勝浦町スポーツ少年団駅伝大会に私が出席いたしました。

1月27日,徳島市で開催された徳島県市議会議員研修会に仙才副議長と私が出席しました。

2月3日, 徳島市で開催された徳島県町村議会議長会役員会に私が出席いたしました。

2月12日,徳島市で開催された徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例 会に私が出席いたしました。同日,徳島市で開催された第36回徳島県市町村トップセ ミナーに仙才副議長と私が出席しました。

2月19日, 東京都町村議会議長会の議会改革の視察研修に, 勝浦町議会が対応いた

しました。

2月20日,上勝町で開催された勝名地区町村議会議員研修会に全議員が出席いたしました。

2月22日, 勝浦町で開催された第32回ビッグひな祭り, 第19回おひな様の奥座敷オープニングセレモニーに私が出席いたしました。

2月28日,徳島市で開催された勝名地区及び徳島県町村議会議長会第71回定期総会に私が出席しました。また、同日に開催されました創立70周年自治功労者・町村議会表彰式に私が出席し、前議員である大西一司さんが70周年の特別表彰並びに全国広報コンクールで勝浦町広報が奨励賞をいただきました。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告書がお手元へ配付のとおり提出 されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは野上町長、 山田副町長、市川教育長、大久保政策監、岡本参事兼総務防災課長ほか関係各課長で ございます。

以上で諸般の報告を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(美馬友子君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

本ひな会議における会議録署名議員は、4番仙才議員、8番篰議員の両名を指名いたします。

~~~~~~~~~~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題と いたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

篰議会運営委員長。

○議会運営委員長(篰 公一君) 2月19日に議会運営委員会を開きましたので、協議結果を報告いたします。

会議日程でありますが、本日から6日までを議案審議、17,18,19日の3日間を一般質問、一般質問が終わった後19日、23日を議案審議の予定としますので、ご協力をお願いいたします。

なお、今ひな会議における全ての第一読会において、会議規則第52条にある議長が 議員として質疑を行うときは、会議規則第53条にある自由討議と同様に、議長席で行 うことと決定しました。

以上,報告いたします。

- ○議長(美馬友子君) ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(美馬友子君) それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~~~~~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第4、議案第1号、令和元年度勝浦町一般会計補 正予算(第9号)についてから日程第9、議案第6号、令和元年度勝浦町病院事業特 別会計補正予算(第2号)についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶,所信表明並びに本件の趣旨説明をお願いいたします。 野上町長。

○町長(野上武典君) おはようございます。

議長の挨拶にもありましたように、3月3日桃の節句でございます。ひな会議を始めるにふさわしい日ではありますが、時候の挨拶から申し上げるのが何か間が抜けているようで、新型コロナウイルスの猛威が非常に激しいものとなっております。寒さも暖かさも爽やかさも吹っ飛んでしまいそうです。最も勝浦町がにぎわうビッグひな祭り、桜祭りの時期に非常に残念な状況になってしまい、言葉もありません。ここまで準備されてきた各団体の皆様には、無念きわまりないこととお察し申し上げます。

議員の皆様におかれましては、令和2年勝浦町マラソン議会ひな会議開催に当たり、公私ご多用のところ全議員のご列席を賜り、深く感謝いたしますとともに、日ごろから町勢の発展にご尽力くださり心からお礼申し上げます。本ひな会議の冒頭に、令和2年度の町政に対する所信を表明する機会をいただき、昨年は町民にわかりやすい町政運営を心がけるとともに、事業執行の効率化を図るため機構改革をいたしまし

たが、なお一層町民の目線に立った行政を目指します。

さて、国際情勢は、さまざまな国とトラブルを招くアメリカ大統領、1国2制度から発生した香港の大規模デモ、イギリスのEU離脱など、大きな国際問題で世界は揺れています。国内でも、消費税増税後における経済対策、東京2020オリンピック・パラリンピック、それから桜の問題など課題は山ほどあります。しかし、今そこにある危機ではありませんが、大きな話題がかすんでしまうほど新型コロナウイルスの感染がおさまる気配を見せず、その対応に細心の注意が必要です。本町におきましても、今取り組まなければならないことについて、誤ることがないよう的確に実施していくことは大切です。同時に、国や県、周辺の状況をいち早く収集し、体制を整えるとともに、この教訓をきちんと残し、次に生かせることが肝要と考えています。

昨年、平成から令和に改元があり、気よく風和らぐ時代を願うばかりでございます が、昨年の台風や豪雨、ことしに入り今回の新型コロナウイルスと、今後も十分に起 こり得て、乗り越えなければならない災害が発生いたしております。このような試練 を教訓として生かし、全ての町民が日々生き生きと暮らし、町を訪れる人がうらやむ ようなまちづくりを進めていきたいと強く願っています。そして、人生100歳時代に ふさわしい、豊かで活気にあふれ、安心して暮らせる町を築くために、その基礎とな る総合計画策定に取り組みます。かつて、地方自治法の規定では、その地域における 総合的かつ計画的に行政運営を図るための基本構想を定め,これに即して施策を進め ることが求められてきました。本町でも、平成23年度から令和2年度までを計画期間 といたしました勝浦町総合計画を策定し、計画に基づいて、「みかんが香り笑顔あふ れる元気なまちかつうら」の実現に向けて取り組んでまいりました。平成23年の地方 自治法改正により、基本構想の策定の義務はなくなりましたが、多くの自治体と同様 に、本町も地域社会経営の任務を適切に果たすためには、将来を見通した長期にわた る経営の基本を確立することが必要であると認識し、令和2年度に計画期間の終了を 迎える勝浦町総合計画について、新たに計画期間を設けて策定することといたしまし た。計画に位置づけました施策の進捗状況の検証や、目まぐるしく変化する社会情勢 に対し、計画が速やかに対応できるようにするため、勝浦町総合計画とかつうら創生 総合戦略を一体化して策定し、毎年検証し、必要があれば変更してまいります。策定 に当たっては,アンケートを初め各地区への訪問や議会との協議,役場内部の職員へ のヒアリングなど、町民、議会、職員の意見、考え方を十分にお聞きし、本町の独自性が発揮できるような計画となることを目指し、町民の満足度を高められるまちづくりの指針にしたいと考えています。

さらに、令和3年3月末に、現在の過疎地域自立促進特別措置法が期限を迎えることとなっておりますが、過疎地域自立促進計画は本町のまちづくりに欠かせない計画となっております。令和元年度におきましては、新たな過疎対策法の制定に向けて、国会議員連盟への陳情や過疎関係大会への参加など、県や関係市町村と連携をしながら、国への要望活動等を行ってまいりました。令和2年度におきましても、新たな過疎対策関係法制定、もしくは法期限延長に向けて取り組み、過疎対策事業の継続に結びつけていきたいと考えております。これから策定する総合計画を初めとした各計画につなげていく施策として、令和2年度の各分野での取り組みを述べさせていただきます。

農業振興では、勝浦みかん生産販売促進協議会を中心に、特産品であるみかんの生産向上、流通販売を強化するため進めてきた統一段ボールによるブランド化は、JAの加入や一部出荷組合からの参入もあり、一定の成果が見られました。みかん販売価格については、近年単価も上昇傾向にあり、なお一層の消費拡大を図るため、民間事業所や出荷組合への統一段ボールの利用を推進するとともに、令和2年度は勝浦みかん大会の開催、テレビショッピングやSNSでの宣伝活動を進めてまいります。

農業の担い手不足と高齢化する農家の労働力不足支援のため設立したアグリサポートクラブは3年目を迎え、クラブ員の離職など農家の要望に十分応えられていない状況にあります。早急にクラブ員を補充し、運営体制の再構築を図るとともに、JAが実施する無料職業紹介所と連携し、農家の労働力確保に努めてまいります。

稲作の生産支援のため、勝浦アグリネットに指定管理を委託している町のライスセンターでは、米穀のもみすり及び計量機が老朽化し、作業効率の低下を招いていることから、2機種、2ラインを更新し、効率化を図ってまいります。

優良な園地の維持保全のため設立した柑橘園地利用最適化推進協議会は2年目を迎えますが、優良園地の洗い出しを進めているところでございます。今後、貸借のマッチングとともに、本格的な園地整備に向け推進してまいります。

再利用が決まっている旧徳島県果樹研究所跡地につきましては、徳島かんきつアカ

デミーを平成31年3月に開講し、剪定や施肥設計など栽培技術の向上とともに、新規 就農者の発掘につなげてまいります。

また、営農指導では、3年間不在となっていた営農指導員を配置することができ、 今後は徳島かんきつアカデミーと連携を密にし、営農指導体制の強化を進めてまいり ます。

旧徳島県果樹研究所跡地の利活用については、農作物の付加価値を高め、無駄のない農業生産を推進するため、6次産業化に向けた食品加工室を整備いたします。県の改修工事が完了次第、商品開発、試作品づくりのための設備機器を導入し、8月のオープンに向けて、県と連携によるイベント開催など積極的なPR活動に努めます。

林業振興につきましては、森林所有者の高齢化、不在所有者の増加、森林経営意欲の低下などといった課題を受け、森林経営管理法に基づき、新たな森林管理システムを進めることといたしております。森林環境譲与税を活用して、徳島市ほか2市2町で徳島東部・吉野川流域森林管理システム推進協議会を発足し、森林所有者の意向調査を実施するとともに、林業経営者の支援、木育や都市部との交流など、木材の利用促進や林業の普及啓発を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、商工会活動補助金を活用した商工会のふるさと小包便事業が好評で、本年2月1日から運用を開始しましたECサイト「わいや勝浦」とともに、ふるさと会等を中心とした関東・近畿圏のみならず、より広域的に本町の特産品のPRに努めてまいります。

観光交流事業では、恒例のビッグひな祭り、おひな様の奥座敷やおひな街道を初めとして、昨年から町内の商店街、県道徳島上那賀線沿線でのひな飾りが町内一円に広がっています。さらに、徳島阿波おどり空港や徳島駅など県内主要な施設で飾りつけし、勝浦町をPRしていただいたことに深く感謝いたしております。残念なことに、今年は新型コロナウイルスの影響から、勝浦桜祭りも含め当面のイベントの中止、延期、規模縮小をせざるを得ない状況となりました。多彩なイベントや行事も控えていることから、早く終息し回復することを祈っておりますが、町といたしましては、的確な情報収集に努め、関係者と協議しながら取り組みを決定してまいります。

まちづくり団体の活躍により開催される数々のイベントは本町の貴重な観光資源になっていますが、今後恐竜化石を新たな観光資源とし、観光交流、関係人口の増加を

図ってまいります。このために、全国の恐竜化石が発見された市町村と連携するとともに、若手職員で組織したタスクフォースで、恐竜化石の活用について研究した内容も踏まえ、教育委員会で開催する恐竜化石展にあわせてイベントを実施してまいります。

移住・交流につきましては、勝浦町地域活性化センター、レヴィタかつうらを拠点とし、四国大学との協働、連携事業の取り組みや移住フェア、セミナーへの参画を継続いたします。移住促進において重要な対策として取り組んでまいりました新築及び改修の支援や宅地造成などの住宅施策につきましては、これまでの取り組みの検証を行いながら、窓口を一本化し、移住・定住に効果的な制度を構築したいと考えております。

企業誘致・雇用対策では、旧徳島県果樹研究所跡地にお試しサテライトオフィスを 2室設置するための改修工事を予定していますが、県と協議検討を重ね、オフィスの 企業誘致の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

令和2年は、東京2020オリンピックが開催されます。本町では4月17日に聖火リレーが小松島西高校勝浦校前を出発し、人形文化交流館までのコースで聖火ランナーが駆け抜けますので、新型コロナウイルスの影響がなくなればぜひ応援いただければと思います。

学校教育を充実するため、国においてはICT環境の整備を急務と考え、令和時代のスタンダードな学校像として、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想の実現が、令和元年度の補正予算で可決されました。本町では、この機を逃さず、学校におけるICT環境の充実を図るため、全ての児童・生徒に1台のタブレットが行き渡るようこの補正予算を要望し、令和2年度から順次導入を進めてまいります。

恐竜化石については、昨年は日本最古のスッポンモドキの化石が発見されるなど、 県立博物館による発掘作業が継続して行われており、今後さらなる発掘が進展するよ うに徳島県と連携して取り組んでまいります。子供たちの夏休みに合わせ、8月を恐 竜月間として、従来の化石展を初め講演会など新たな催しを企画いたしているところ でございます。子供たちに、勝浦町の貴重な歴史遺産をふるさと学習として教育で生 かすとともに、まちおこしに恐竜の活用を図っていく所存です。 文化芸術振興では、本町の貴重な伝統文化である人形浄瑠璃芝居の伝承のため、勝浦座のでこ人形保存に対し支援するとともに、子ども人形芝居教室を継続して、後継者の育成に努めてまいります。

町民の体力づくりやスポーツ振興においては、令和2年は昨年開催を見送った町民体育祭の開催を予定いたしております。総合型スポーツクラブK-F r i e n d s e 中心に、地区の負担を軽減し、コンパクトにかつ親睦がより図れるような町民体育祭を企画したいと考えていますので、皆さんのご協力をお願いします。

子育て支援としましては、令和元年10月から、幼児教育無償化に伴い食材料費が保護者負担となったため、町では子育で世代の負担軽減対策として、保護者の副食費を町が負担することといたしております。また、全ての幼児や児童が保育施設を利用できる保育体制を確保するため、町内保育園の保育士に対し、町独自の勝浦ひな手当を支給することとし、令和元年度においても待機児童は出ておらず、保育士の雇用環境安定に役立っております。さらに、保育体制の強化策としては、衛生確保のための設備の清掃、給食の配膳、寝具の用意、あるいは園外保育の見守りなど、保育士を補助する保育支援員を配置し、保育士の負担軽減を図り、よりよい保育の提供に努めてまいります。

保育施設以外での子育て支援といたしましては、はぐくみサークル支援員の時間を延長し、サークル支援、育児相談を充実するほか、子育て交流支援センター事業において、栄養士、保健師による乳児栄養相談や身体計測、子供向けイベントを拡充し、子育てを応援してまいります。

オリンピック開幕後,障害者スポーツパラリンピックが開催されますが,障害者福祉の啓発も含め,障害者スポーツの祭典パラリンピックを身近に感じていただくため,勝浦町では聖火の採火式を8月に実施することといたしております。

高齢者福祉におきましては、タクシー運賃助成券、お買い物バス福ちゃん号は、高齢者の足となり好評を博しておりますが、アンケート調査等を行い、一層便利な移動手段の支援策を構築いたします。高齢者及び障害者の支援については、地域福祉計画の中で、具体的なサービス利用、生活課題への取り組みを相談できる総合的な支援体制を検討してまいります。

生涯元気、生き生き勝浦の実現に向け、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活

を送ることができる地域包括ケアシステムを構築し、より一層の在宅医療、介護連携、介護予防を推進してまいりました。このため、認知症予防のぽかりんカフェ、介護予防のいきいき百歳体操やイキイキ元気教室の開催、あるいは地域が支える認知症サポーター養成講座や配食サービスなどの見守り事業を拡充してきました。今後、住民主体で高齢者が憩える機会の創設や、一部で実施しているいきいき百歳体操を全町に広げるなど、介護及び認知症対策のさらなる推進やフレイル予防対策を進めてまいります。

健康づくりでは、がん検診や特定健診の受診率向上と、糖尿病を初めとする生活習慣病の重症化を防ぐ予防活動を進めるとともに、新生児の先天性風疹症候群の発生予防のため、特に抗体保有率の低い間に生まれた男性への抗体検査、予防接種の受診率を高めてまいります。

勝浦病院の改築につきましては、令和2年から工事に着手し、予定どおり令和4年 3月完成に向け進めるとともに、町民に親しまれる病院を目指し、病院運営体制の強 化や職員教育を進めてまいります。

社会基盤の整備につきましては、毎年徳島県県土整備部及び東部県土整備局に、事業進捗及び新規整備箇所の要望活動を続けているところです。県道整備につきましては、県道阿南勝浦線の沼江バイパス3期工事が東側から着手しており、町においては、工事から発生する残土処理場の確保など積極的に協力してまいります。

令和元年12月末に、四国横断自動車道の立江・櫛渕地域活性化インターチェンジが 国の認可を受け、県外への最短のルートとなるため、その完成までに沼江バイパスの 早期完成に向け県に要望してまいります。

県道徳島上那賀線においては、生比奈小学校から東側に向け歩道整備を進めており、逐次工事に着手をいたしております。要望活動の折には、棚野地区の狭隘箇所についても要望してまいりましたが、令和2年度には新たな方策で活動を広げてまいりたいと思っております。

県道新浜勝浦線星谷工区は、幅員狭小となっている区間を拡幅する計画で進めており、現在東側から140メートルの区間の工事を実施いたしております。完成後は、引き続き反対に東側に向けて事業要望し、早期に整備効果があらわれるよう協力してまいります。

長年県に要望してきました勝浦川等のしゅんせつにつきましては,令和元年から河 道掘削により河積を確保し,洪水リスクの低減に努めており,引き続き堤防等の強靱 化を県に対して要望してまいります。

町道整備につきましては、安全な生活環境のための重要な施策であり、橋梁長寿命化とともに計画的に進めてまいります。令和元年度から着手している勝浦病院へのアクセス道など、一年を通し平準化した事業実施に心がけ、円滑かつ迅速な整備に努めてまいります。

増加傾向にある空き家対策につきましては、空き家等の適切な管理や利活用の促進、管理不全な空き家の除却の促進等の対策を計画的に進めるため、勝浦町空家等対策計画を令和元年度中に策定いたします。

移住・定住施策につきましては、宅地造成事業で町内に造成した全区画が完売し、 移住・定住に一定の効果があらわれております。続けて、横瀬小学校区で、用地の取 得に向け事業を推進してまいります。

簡易水道事業では、町営化に向け、老朽化した水道施設の統合や計画的な更新を進めております。浄水施設の老朽化が著しい中角地区は川北地区に統合し、漏水が多い中山横瀬地区では古川地区の老朽管更新が完了し、新年度は前川地区で実施いたします。棚野久国地区は、配水池の改良を進め、安全で安心な飲料水の安定供給を図ってまいります。

下水処理では、清流勝浦川の自然環境を守り、快適な生活環境を創出するため、合併浄化槽の整備や農業集落排水事業による環境衛生の向上に努めてまいります。上下水道事業については、人口減少による料金の減収、施設の老朽化に伴う更新投資の増大など経営環境は非常に厳しく、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上が求められていることから、地方公営企業会計法を適用した公営企業会計の導入を進めてまいります。

公共事業や土地利用を円滑に進めるため、国土調査事業の推進は非常に重要となっていますが、本町の事業が完了するまで数十年の期間が必要とされています。このため、測量技術や知識を習得し、地域を支える人材を育成するとともに、国土調査を円滑に進めるため、勝浦町と上勝町が非営利型一般社団法人を設立いたします。

地域の安全につきましては、令和元年10月に県東部地域における消防体制のあり方

検討会が開催され、徳島県と徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村の5市町村で、広域化について検討していくことを決定いたしました。この検討委員会では、非常備の勝浦町、上勝町、佐那河内村の常備化について協議することとなっております。令和元年12月には、市消防署や町村の消防担当課長が作業部会を開催し、先進事例を参考に、非常備消防の解消に向けて協議を始めています。今後、徳島県が開催する消防体制のあり方検討会に積極的に参加し、先頭に立って消防の広域化及び常備化が実現するよう取り組んでまいります。

救急救命業務につきましては、令和元年に救急救命士の詰所を移転し、救急出動の 迅速化が実現できました。今後も、迅速かつ的確な救急救命業務となるよう必要な改 良に向け取り組んでまいります。

令和元年は、本町そして徳島県では大きな災害は発生しませんでしたが、全国では、大型台風、集中豪雨による被害が多発し、電力など社会インフラの脆弱性が露見する被害も発生いたしました。台風や豪雨など水害に係る災害は毎年発生するおそれがあることを念頭に、水防活動や全町一斉防災訓練に取り組んでまいります。南海トラフ大地震などの大規模災害に備え、国土強靱化計画を令和元年度中に策定し、社会基盤の強靱化や民間住宅の耐震化を促進していくとともに、各地区自主防災組織や防災士会の活動を支援し、防災力を高めていきたいと考えております。

かつうら創生総合戦略のかつうらみらい創生事業につきましては、多くのまちづくり団体に多彩な事業に取り組んでいただき、コミュニティーの醸成やまちおこし機運の高揚に大きな成果があったと認識いたしております。令和2年度におきましても、町民の皆様が生き生きと活躍し、町外からの交流関係人口が増加することを願い、みらい創生事業は継続してまいります。令和元年度当初、各課をコンパクトにして内部の意思統一を明確にし、迅速に事業に取り組めるように機構改革を行いました。人員が不足する中で非常に難しい事業執行もありましたが、職員各位に誠心誠意業務に取り組んでいただきました。令和2年度では、もう少しゆとりを持って業務に臨んでもらえるよう、人員補充や能力向上研修を推進してまいります。平成30年度から、若手職員による地域研修は、町のことを職員がよく知ることから始め、住民の声に応えて、よりよいサービス提供をできる職員を育てていきたいと考えております。グループ研修のほか、業務に生かせる資格のための職員研修や、各職場におけるOJTの実

践による行政事務を身につける取り組みを行ってまいります。

以上,100年も続く勝浦町のため,新型コロナウイルスの猛威を物ともせず,町民とともに職員一丸となって生き生きと元気なまちづくりに邁進しますので,議員各位のご理解,ご協力を心からお願いを申し上げ,所信といたします。

それでは、議案第1号から議案第6号までの提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号は令和元年度勝浦町一般会計補正予算(第9号)についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,524万5,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額を38億6,046万2,000円とするものであります。

議案第2号は、令和元年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,631万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億5,743万9,000円とするものでございます。

議案第3号は、令和元年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,042万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,715万7,000円とするものであります。

議案第4号は、令和元年度勝浦町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてで ございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,747万3,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を9億4,904万7,000円とするものでございます。

議案第5号は、令和元年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272万9,000円を減額し、歳入歳出予算の 総額を1億598万3,000円とするものでございます。

議案第6号は、令和元年度勝浦町病院事業特別会計補正予算(第2号)についてで ございます。

収益的収入及び支出の補正額につきましては、病院事業収益の予算額から4,020万

円を減額し6億7,089万7,000円とし、病院事業費用の予定額から4,020万円を減額 し、6億7,089万7,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出の補正額につきましては、資本的収入の予定額から85万9,000円を減額し1億237万2,000円とし、資本的支出の予定額から82万3,000円を減額して、1億9,006万9,000円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3万6,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものといたします。

以上,詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をいたさせますので,ご審議 いただきご決議賜りますようお願い申し上げて,提案理由の説明とさせていただきま す。

○議長(美馬友子君) 町長の説明が終了いたしました。

議事の都合により休憩といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時35分 再開

○議長(美馬友子君) それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

まず、一般会計補正予算の全体説明と議案第1号の総務防災課関係をあわせて岡本 参事から説明を求めます。

岡本参事。

○参事兼総務防災課長(岡本重男君) それでは、私のほうから議案第1号、令和元年度勝浦町一般会計補正予算(第9号)についての全体説明をさせていただきます。

タブレットのほうを操作させていただきます。議案第1号の予算書をもとに説明を させていただきます。

それでは,説明をさせていただきます。

2ページの10款地方交付税につきましては、1億3,382万円の増額補正でございます。

それから、12分担金及び負担金につきましては、20万円の増額補正でございます。 14款国庫支出金につきましては、288万6,000円の減額補正としております。

それから、15県支出金につきましては、2,186万1,000円の減額補正としておりま

す。

17款寄附金につきましては、664万円の増額補正としております。

18款繰入金につきましては、3億3,130万5,000円の減額補正としております。

19款繰越金につきましては、1,118万7,000円の増額補正としております。

20款諸収入につきましては、344万円の減額補正としております。

21款町債につきましては、3,240万円の増額補正としております。

以上、歳入の補正額の合計額は1億7,524万5,000円の減額補正でございます。

続きまして、4ページをごらんください。

4ページでございますが、歳出1款議会費、126万円の減額補正でございます。

2款総務費, 1億1,038万4,000円の減額補正でございます。

3款民生費, 2,522万8,000円の減額補正でございます。

4款衛生費,1,149万9,000円の増額補正でございます。

5款農林水産業費,969万円の減額補正でございます。

6款商工費,500万8,000円の減額補正でございます。

続きまして、7款土木費、2,437万3,000円の減額補正でございます。

8款消防費,289万1,000円の減額補正でございます。

9款教育費、1,575万円の増額補正でございます。

10款災害復旧費, 2,366万円の減額補正でございます。

公債費につきましては、補正がございません。

以上、歳出合計が補正額が1億7,524万5,000円の減額補正となっております。

歳出合計では、38億6,046万2,000円となっております。

続きまして、7ページをごらんください。

第2表繰越明許費でございます。

こちらは、令和元年度に繰り越す事業とその限度額でございます。

まず、2款総務費でございますが、企画費の中で主なものとしまして、町勢要覧作成事業354万1,000円ほか2件を繰り越しをいたします。

それから、3款民生費、プレミアム付商品券事業でございます。こちらを554万 3,000円の繰り越しする額としております。

それから、4款衛生費、一般廃棄物広域処理施設整備事業241万2,000円の繰越明許

費としております。

それから, 5 款農林水産業費, 農業基盤整備促進事業209万5,000円の繰越明許費と しております。

7款土木費, こちらが大きなものが道路改良事業で, 6,158万4,000円の繰越明許費で, ほか1件としております。

それから、9款教育費、小・中学校校内通信ネットワーク整備事業3,777万4,000円の繰越明許費となっております。

10款災害復旧費,こちらが大きなものが公共土木施設災害復旧事業で2,600万円の繰越明許費となっておりまして、そのほか公共土木1件、農林水産施設で1件となっております。

合計金額が1億6,784万9,000円の繰越明許額となっております。

続きまして、8ページでございます。

こちらが第3表地方債補正でございます。こちらは8ページに変更分を掲載しておりまして、次のページのほうに変更後の金額を記載させていただいております。今回の予算債での限度額でございますが、まず過疎対策事業債(ハード事業)の限度額が1,150万円の増額で、1億3,880万円の限度額といたしております。それから、過疎対策事業債(ソフト事業)が1,300万円の減額補正としまして、5,000万円の限度額としております。それから、現年公共土木債が290万円の減額補正で、限度額を1,930万円としております。

それから、現年農林業施設債、こちらが290万円を減額しまして、限度額は0円と しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更はいたしておりません。 以上で一般会計全体の説明とさせていただきます。

続きまして、議会と企画総務課関係の説明をさせていただきます。事項別明細3の 歳出のほうで、こちらの20ページの歳出のほうで説明をさせていただきます。

1 款議会費, 1 項議会費, 1 目議会費で, 実績による減額ということで, 職員手当等, 旅費, 委託料, 負担金それぞれ減額補正としまして, 議会費での減額補正額は126万円となっております。

それから、総務費、総務管理費でございます。こちらも、基本的には実績による減額補正がほとんどでございますが、この中で増額となっていますものが、まず総務管

理費で印刷製本費が例規集の改正等に伴う追録が当初見込みより多くなったということで,こちらが34万2,000円,それから委託料の中で13の54例規検索システムデータベース維持更新委託料,これも例規の追録等のデータがふえたということで,44万3,000円の増額となっております。

それから、その下の19の51地方バス路線運行維持対策負担金、こちらが徳バスの関係の維持のための負担金でございますが、当初よりも実績によって30万2,000円負担金のほうが増額になったということで、増額をさせていただいております。総務管理費としましては、補正額が4,435万8,000円の減額ということになっております。

続きまして、14の2の9の1。済いません、思い違いをして。収入のほうです。歳 入のほうで、済いません。2ページでございますが、14の2の9の1で、令和元年度 の消防需用費及び備品の購入費において、消防団の設備整備補助金のほうを受けるこ とができるようになりまして、35ページのほうで、財源の振りかえでなっておりまし て、こちらの非常備消防費の中で、財源振り替えのほうでしております。済いませ ん、14ページのほうに。ページをよう出せないんで、今ちょっと出しましたが、14、 2、9のところで5万円、こちらが今言いました補助金となっております。

以上、総務防災課のほうの補正の説明とさせていただきます。

○議長(美馬友子君) 次に,議案第1号の企画交流課関係について石木企画交流課長から説明を求めます。

石木企画交流課長。

○企画交流課長(石木正昭君) それでは、企画交流課から議案第1号、令和元年度 勝浦町一般会計補正予算(第9号)について所管分の詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明をさせていただきます。

歳入でございます。

徳島わくわく移住支援事業費補助金でございます。実績に基づきまして150万円の 減額となっております。四国のみち維持管理委託金でございます。県のほうからの委 託金になりますが、こちらが消費税の増税等に伴いまして50万8,000円の増額となっ ております。

続きまして、杉の子基金の繰入金でございます。こちらは、実績によりまして27万

5,000円の減額となっております。

長寿社会づくりソフト事業費交付金でございます。こちらは、補助金が不採択になったことに伴いまして、14万4,000円の全額を減額するものでございます。

続きまして, 歳出の説明をさせていただきます。

町の総合計画基本計画の策定委員の報酬でございますが、こちらは町の総合計画につきまして、令和2年度に総合戦略と一体化して、基本構想部分も含めた策定を行うこととした関係から、25万5、000円の全額を減額しております。あと、このページでまいりましたら、時間外勤務手当、以下ごらんのとおり、基本的には実績による減額となっております。このうち、この中には病院の部分、こちらのほうも含まれております。例えば事務委託料、こちらのほうはまた病院からということで説明、広告料もそうなっておりますが、そういう説明でご理解いただければと思います。

なお、こちらのほうですが、特に賃金とかは大学連携の地域おこし協力隊の分とか 社会保険料、そういった費用が含まれているということ、あと普通旅費ですが、勝浦 ネットワーク、こちらの関係の費用も含まれております。いずれも、実績による減額 でございます。

続きまして、6款のほうを説明させていただきます。

謝礼、こちらは着ぐるみのアルバイト代の費用となりますが、それをうったてに観光パンフレット等の費用の印刷製本費、観光施設の修繕費、これは今山公衆トイレの樹木の伐採等の業務委託料、いずれも実績によりまして減額としております。イベント助成事業補助金、時間外勤務手当、臨時雇賃金、普通旅費、浄化槽の業務委託料、こちらは道の駅の浄化槽ということになります。あと、使用料、借り上げ料、賃借料、リース料、こちらのほうにつきましては、例えば道の駅の協力隊の関係の家賃でございますとか、そういった費用が主に含まれております。また、こちらのほうではインバウンドの関係、ふるさと会の関係、こちらの費用も含まれております。ごらんいただければ、今いずれも実績による減額でございます。工事請負費が大きくなっておりますが、こちらは主にふれあいの里さかもと、こちらの関係の工事費が実績により減額ということとなっております。

以上で企画交流課からの詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いします。 ○議長(美馬友子君) 次に,議案第1号の税務課関係及び議案第2号,議案第5号 について藤井税務課長から説明を求めます。

藤井税務課長。

○税務課長(藤井小百合君) 初めに、議案第1号、令和元年度勝浦町一般会計補正 予算(第9号)についての税務課関係について説明させていただきます。

資料をごらんください。

増額になるもののみを記載しております。一般会計315,後期高齢者医療の19節療養給付費負担金過年度分641万7,000円を増額するものです。これは、平成30年度の療養給付費の額が1億79万7,383円に確定し、既に納付している9,437万9,939円との差額分641万7,444円の追加納付が必要となったためでございます。

次に、減額補正としております分について説明いたします。

歳入14の1の1, 1, 1国民健康保険基盤安定費国庫負担金を41万9,000円の減額,15の1の1,1の2国民健康保険基盤安定県負担金を87万8,000円の減額,15の1,1,3の1後期高齢者医療保険基盤安定負担金を14万7,000円の減額補正としております。これは、決算見込みによる減額となっております。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

3の1の1,28の1国民健康保険特別会計繰出金を560万5,000円の減額,同じく 3,1,5,28の6後期高齢者医療特別会計事務費繰出金を23万3,000円の減額,3 の1の5,28の7後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金を19万6,000円の減額 補正でございます。これも、全て決算見込みによる減額となっております。

続きまして、議案第2号、令和元年度勝浦町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について説明させていただきます。

こちらは、歳出の財源振り替え及び大きく増額になるものを記載しております。

歳出1の1の1,一般管理費の財源振り替えにつきましては、国保保険者事務処理 及び国保総合システム改修経費につきまして、国庫補助対象となったことにより、 41万4,000円の財源振り替えを行っております。

次に、2の2の1一般被保険者高額療養費につきまして、350万円の増額としております。これは、慢性腎不全により人工透析が必要となる特定疾病認定者の増加などにより高額療養費が増額したためでございます。

次に、1の1の1一般被保険者国民健康保険税につきましては440万円の減額で、

医療給付分,後期高齢者支援金分,介護納付金分ともに決算見込みにより減額として おります。

3の1の2国庫支出金の特別補助金は41万1,000円の増額,財源振り替えの資源となるものでございます。

4の1の1県支出金の保険給付費等交付金は3,510万2,000円の減額でございます。 特別調整交付金の756万3,000円の増額は、特定の病名の療養給付費分を振替申請に よる増額でございます。

6の1の1一般会計繰入金は、560万5,000円の減額でございます。

7の1の1繰越金は878万1,000円の増額で、これは平成30年度からの繰越金確定によるものでございます。

8の2の2一般被保険者第三者納付金は、40万円の減額でございます。

歳出につきまして、主なものについて説明をいたします。

1款総務費は、一般管理費の80万円の減額でございます。

2款1項療養諸費につきましては、一般被保険者療養給付費4,200万円の減額、退職被保険者療養給付費190万円の減額でございます。

2款2項高額療養費につきまして、一般被保険者高額療養費はさきに説明しております増額分でございます。

2款4項出産育児諸費につきましては210万円の減額でございます。

8款1項償還金及び還付加算金は360万円の減額でございます。

続きまして,議案第5号,令和元年度勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

歳入1の1の1特別徴収保険料130万円の減額,1の1の2普通徴収保険料100万円の減額,ともに実績見込みによるものでございます。

3の1の1事務費繰入金23万3,000円の減額は、実績確定によるものでございます。

3の1の2保険基盤安定繰入金19万6,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、1の1の1一般管理費でございますが、システム更新委託料23万3,000円の減額は、実績確定によるものでございます。

2の1の1後期高齢者医療広域連合納付金249万6,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

以上, 税務課関連の説明を終わらせていただきます。

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第1号の住民課関係について中瀬住民課長から 説明を求めます。

中瀬住民課長。

○住民課長(中瀬弘晴君) 議案第1号,令和元年度勝浦町一般会計補正予算(第9号)について,住民課関連についてご説明を申し上げます。

歳出からご説明を申し上げます。

21ページでございます。

2, 1, 8広報費でございます。広報印刷委託料50万円の減額でございます。こちらのほうは、実績見込みによる減額でございます。

続きまして、2、4、1住民基本台帳費でございます。システム構築委託料、システム更新委託料、こちらのほうは戸籍システムの委託に伴う実績見込みによる減額でございます。また、リース料につきましては、戸籍システムのリース料、入札実績による減額90万3,000円でございます。

それから、2、4、2住民基本台帳ネットワークシステム費でございます。こちらのほうは、住民基本台帳システムネットワーク更新委託料の実績に伴う減額106万1,000円でございます。

続きまして、24ページでございます。

2, 5, 4参議院議員選挙費でございます。こちらのほうは,夏の参議院選挙の実績による減額をさせていただいております。総額で116万6,000円でございます。これに伴いまして,国庫委託金のほうも116万6,000円を減額をさせていただいております。

それから、24ページから25ページにかけまして、勝浦町議会議員選挙費でございます。こちらのほうは、投開票事務がございませんでしたので、それに伴う減額でございます。総額で407万4,000円の減額とさせていただいております。

それから、2、5、12徳島県知事・県議会議員選挙費でございます。こちらのほうは、25ページから26ページとなっております。総額で161万円の減額でございます。

こちらに伴いまして、14款の県支出金のほうも161万円減額をさせていただいております。

30ページ, 衛生費でございます。

4, 2, 3 じんあい処理費でございます。こちらのほうは、消耗品、ごみ袋の購入のほうが必要がございませんでしたので、100万円減額をさせていただいております。それから、ごみ焼却業務委託料でございますが、こちらのほうは実績見込みによる減額でございます。200万円を減額させていただいております。続きまして、業務委託料でございますが、こちらのほうは一般処理ごみ計画基本計画の策定、入札に伴います減額でございます。375万9,000円でございます。

住民課関連の一般会計の説明については以上でございます。

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第1号の福祉課関係及び議案第4号について木 村福祉課長から説明を求めます。

木村福祉課長。

○福祉課長(木村美枝君) それでは、福祉課関連の一般会計補正予算の詳細説明を させていただきます。

まず、3の1の1社会福祉費1,056万1,000円の減額補正でございます。福祉課分の 主な内訳としまして、19負担金、プレミアム付商品券事業負担金429万円、実績見込 みによる減額補正でございます。

次に、3の1の2障害者福祉費、20扶助費でございますが、18障害者自立支援給付費100万円、24障害児通所支援事業費158万3、000円が実績見込みによる減額補正となり、12重度医療費は実績見込みにより101万4、000円の増額補正をお願いするものでございます。23償還金73万7、000円につきましても、平成30年度実績精算による国庫負担金を返還するため、増額補正をお願いするものでございます。

次に、3の1の3老人福祉費、補正額299万8,000円でございます。主なものといたしまして、20扶助費、養護老人ホーム入所措置費、実績見込みによりまして240万円が減額補正となります。28繰出金、5介護保険特別会計繰出金594万4,000円ですが、こちらは保険給付の増に伴い、増額補正となっております。

次に、3の2の1児童福祉総務費1,896万2,000円の減額補正でございます。主なものといたしまして、19負担金、保育所運営費負担金500万円の減額補正でございま

す。こちらは、ゼロ歳児の入所予定をしておりました入園がなくなったこと、また途中入園を予定しておりました月が9月から3月に変更になったことなど、実績見込みによる減額補正でございます。延長保育促進事業補助金221万5,000円、障害児保育事業補助金264万7,000円、保育所運営費補助金246万4,000円、それぞれ実績見込みによる減額補正でございます。601広域利用における負担金20万4,000円でございますが、こちらは公立保育所の広域利用がございまして、その負担金を増額補正をお願いしております。23償還金、5返還金112万7,000円、こちらにつきましても、平成30年度子ども・子育て支援交付金及び地域子育て総合支援金の実績精算による交付決定額の差額を返還するため、増額補正をお願いするものでございます。

次に、3の2の2子育て支援事業費は199万7,000円の減額補正でございます。主なものといたしまして、19負担金、放課後児童クラブ利用料軽減事業補助金101万円、 こちらも実績見込みによる減額補正でございます。

次に、3の2の3子どもはぐくみ医療費は175万円の減額補正で、20扶助費、11子 どもはぐくみ医療費が実績見込みにより100万円の減額補正となっております。

次に、4の1の1保健衛生費、福祉課分でございますが、13委託料、実績見込みによりまして予防接種等委託料546万9,000円の減額補正でございます。

次に、4の1の2健康増進事業費は47万6,000円の減額補正で、13委託料、健康診査等委託料、実績見込みによりまして326万円の減額となっております。

議案第1号,一般会計補正予算福祉課関連の詳細説明は以上でございます。

- ○議長(美馬友子君) 続いて、議案第1号の農業振興課関係について……。 ごめんごめん。失礼しました。介護が続いてありました。失礼しました。
- ○福祉課長(木村美枝君) 続きまして、議案第4号、令和元年度勝浦町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての詳細説明をいたします。

特別会計のほうは,歳入のほうから説明をさせていただきます。

1の1の1第1号被保険者保険料では、被保険者数の増に伴いまして890万9,000円の増額となります。

次に、4の1の1介護給付費国庫負担金は、歳出の給付増に伴い1,026万3,000円の増額、4の2の1調整交付金は、算定係数の変更によりまして937万1,000円の増額、4の2の4保険者機能強化推進交付金56万7,000円増額、こちらは介護給付費適正化

事業に係る交付金の増額でございます。

4の2の5介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る事業費補助金は,117万 2,000円が増額となります。

5の1の1介護給付費の支払基金交付金は、歳出の給付増に伴い、1,289万1,000円の増額でございます。

6の1の1介護給付費県負担金は、歳出の給付増に伴い、823万7,000円の増額となります。

8の1の1一般会計からの繰入金は、歳出の給付増に伴い711万6,000円の増額、8の1の2一般会計からの事務費繰入金は、先ほどの4の2の5のシステム改修に伴う事業費補助金が117万2,000円追加で交付されることから、その分の減額補正となっております。

9の1の1繰越金として、1,011万9,000円の増額補正となります。

続きまして, 歳出を説明させていただきます。

1の1の1一般管理費では、国からの事業費補助金の増加による一般会計から事務 費繰入金を減額する財源振り分けとなっております。

2の1の1介護サービス等諸費は、5,784万9,000円の増額補正でございます。実績 見込みによるもので、主なものといたしまして居宅介護サービス給付費3,075万円、 施設介護サービス給付費1,780万5,000円、地域密着型介護サービス給付費414万 8,000円となっております。

2の1の3高額介護サービス等費で、実績見込みにより290万2,000円の増額補正となります。

2の1の4特定入所者介護サービス等費でございますが、こちらは実績見込みにより383万2,000円の減額補正となります。

3の1の1介護給付費準備基金積立金で、調整交付金増加等による186万5,000円の 増加補正となります。

4の2の1一般介護予防事業費では、国からの保険者機能強化推進交付金の増加による第1号被保険者保険料を減額する財源振り分けとなっております。

7の1の1予備費として、868万9,000円の増額補正となります。

財源としましては、それぞれ国県支払基金、町第1号保険者保険料が、資料4ペー

ジを参考に記載しています割合となっております。

以上で福祉課関連の詳細説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。 ○議長(美馬友子君) 課長,失礼しました。

続いて、議案第1号の農業振興課関係について河野農業振興課長から説明を求めます。

河野農業振興課長。

〇農業振興課長(河野稔彦君) それでは、農業振興課関連の補正予算の説明をさせていただきます。

23ページをごらんください。

まず、2 款総務費の2、2、1の企画費でありますが、この中の説明No.の416、新規就農総合支援事業給付金としまして130万円の減額、これにつきましては左側の財源内訳のところで、その他に含まれておりますけれども同額の130万円、みずから考え、みずから実践する地域づくり基金の繰入金の同額の減額としております。

続きまして、30ページをごらんください。

こちらの5款農林水産業費の中の5, 1, 2農業総務費でありますけれども,総額としまして712万8,000円減の補正でございます。内訳としましては,大きいものとしまして19節の負担金,補助のところでありますけれども,新規就農総合支援事業給付金,こちらで476万8,000円,それからその下の農地中間管理機構集積協力金としまして,こちらのほうで129万円の減としております。ともに,実績に伴う減でございます。

続いて、その下の5、1、3の農業振興費でありますけれども、総額の補正額は853万5、000円の減額補正でございます。内訳としまして、まず共済費、それから賃金、共済費の社会保険料、それから臨時雇賃金、14の使用料、こちらにつきましては営農指導員が9月からの雇用になったということ、それから協力隊の雇用がなかったということで、人件費に係るところを減額としております。

続いて、31ページのところで、県単独の農業振興事業補助金324万円の減としております。こちらにつきましては、補正で以前お願いしておりましたJAの選果機の入札に伴う事業費の減額補正でございます。

それから、その下の下に、柑橘園地の利用最適化推進事業補助金を150万円の減と

しております。こちらにつきましては本年度は実績がなかったと、調査のほうを重き にしておりまして、実質の最適化への補助がなかったというところで減としておりま す。

それから、その下、6の日本型直接支払いの事業費、こちらにつきましては、実績に伴いまして中山間地域の直接支払交付金が70万円、それから多面的機能支払交付金220万円の減としております。トータル290万円の減でございます。

その下の土地改良事業推進費の補正額、トータルが2,750万円の減となっております。こちらにつきましては、共同施設管理費負担金でありますけれども、いわゆる県営事業であります。こちらにつきましては、県の担当者のほうから連絡がございまして、県予算がつかなかったということで、本年度実施に至らなかったというところと、もう一点の750万円の減額につきましては、こちらにつきましては入札不調、それから用地の確保の諸問題がございまして、工事発注をしても年度内に完了に至らないという点で大きな減額となってございます。

それから、その下の13目の国土調査事業費でございます。こちらにつきましては、まず総額は3、899万7、000円の増額としておりますが、内訳としまして、まず3の社会保険料、それから臨時雇賃金の減としております。こちらについては、国土調査に係る臨時の補助員を入れる予定でございましたけれども、地区の推進委員さんのほうから、臨時の職員というのではなく、担当職員を派遣してくれというようなこともございまして、その確保に至らなかったという点であります。

それから、13の委託料で、地籍調査の業務委託料1、767万1、000円の減としております。こちらにつきましては、入札による減もございます。それから、県に要望しておりました額が査定に届かなかったというところで、事業費の減に伴いまして減としております。それから、この項目で11節の消耗品費の18万円のプラス、それからその下の委託料で、登記等委託料22万円の増、それから24節の投資及び出資金のところで、出資金で6、000万円の増としております。こちらにつきましては、冒頭町長のほうからもありましたように、一般社団法人の設立に伴う出資金と、その設立に伴う登記の手数料、それから印鑑の作成等の費用でございます。

それから、次の32ページに参りまして、5, 2, 2 林業振興費でありますけれども、こちらにつきましては総額の補正額が98 万4, 000 円の減としております。内訳と

しましては、印刷製本費で30万円の減と、それからその下の業務委託料で21万 1,000円の減としておりますけれども、こちらにつきましては森林システムの推進協 議会というのを立ち上げまして、そちらのほうでパンフレットの作成、それから管理 システムを行っていただけるということで、減としております。

以上、農業振興課の詳細説明とさせていただきます。

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第1号の建設課関係について海川建設課長から 説明を求めます。

海川建設課長。

○建設課長(海川好史君) それでは、建設課関係の一般会計補正予算の詳細説明を いたします。

31ページからでございます。

5 款農林水産業費,12目の農免農道整備事業費についてでございますが,19節農免農道負担金172万円を増額補正提案するものでございます。歳入につきましては,21款過疎債が充当されておりまして,端数切り上がりますが180万円の増額となります。この補正予算につきましては,県営事業の国費補正予算,予算配当が決定し,未着手区間の詳細設計業務を先行実施するための経費でございます。

続きまして、5款農林水産業費、17目の農業基盤整備促進事業についてでございます。13節委託料37万円の不用額を実績見込みにより減額するものでございます。請負差額となってございます。

歳入につきましては、14款国庫補助金が充当されており、同額の減額となっております。

続きまして、2項林業費、5目の県単林道事業費についてでございます。13節委託料250万円と、15節の工事請負費49万円の総額299万円を実績見込みにより不用額を減額するものでございます。

続きまして、一番下段になりますけれども、7款土木費、1目道路橋りょう維持費についてでございます。7節賃金、これについては、町道等の補修作業員の賃金について15万円と、備品購入費の執行残について38万3,000円の不用額を減額するものでございます。

続きまして、7款土木費、2項4目の道路改良費でございますが、事業費に対する

国費の当初配当というものが当初予算の6割程度でございましたが、町から要望いたしまして、本年2月になって国の補正予算の追加配当が決定しましたことから、当初要望額の7割を超えた交付決定見込みとなりました。このことから、現状歳出予算の一部を見直し、総額では516万円の減額補正とあわせて財源振り替えを行うものでございます。詳細につきましては、13節委託料で750万5,000円の減額、15節工事請負費で3,053万5,000円の増額、17節公有財産購入費で2,819万円の減額補正でございます。

なお、歳入につきましては、14款国交付金が231万7,000円の減額、それから過疎債が2,620万円の減額、それから補正予算債が2,150万円の増額ということで、起債の差し引きといたしましては470万円の減額ということになります。この部分について、工事請負費としてでございますが、病院改築に伴うアクセス道としての道路改修を急ぐための工事費に充てる予定でございます。

続きまして、7款土木費、1目河川維持費でございますが、7節賃金で、河川等の 草刈り作業員賃金70万円の不用額を実績見込みにより減額するものでございます。

続きまして、7款土木費、2目の県単急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、 13節委託料、測量設計委託料について45万円も執行予定がないことから不用額を減額 するということでございます。

その下でございますが、3目の急傾斜地崩壊対策事業でございますけれども、19節 県営急傾斜地崩壊対策事業負担金といたしまして、250万円の不用額を決算見込みに より減額するといったものでございます。

続きまして、4項住宅費の2目の一般住宅費でございます。一番下段になります。この事業につきましては、木造住宅耐震事業と老朽危険空き家除却支援事業がございまして、13節委託料について375万4、000円の不用額を決算見込みにより減額するものでございます。内訳といたしましては、木造住宅耐震委託料が76万円、木造住宅耐震改修アドバイザー委託料が109万4、000円、空家等対策計画委託料が190万円となっており、計画委託料については請負差額ということとなっております。続いて、19節でございますけれども、補助金1、127万6、000円の不用額を実績見込みにより減額するものでございます。内訳でございますが、住まいの安全・安心リフォーム補助金が350万円、住み替え除却補助金が90万円、民間建築物耐震診断補助金が200万円、老朽

空き家・空き建築物除却補助金が80万円と、耐震シェルター普及推進モデル事業補助金が160万円、危険ブロック塀等撤去補助金が247万6,000円となってございます。総額では、1,503万円の不用額を実績見込みにより減額するものです。歳入といたしましては、14款国補助金が688万5,000円、15款県補助金が326万2,000円、総額で1,014万7,000円の減額となります。

続きまして,災害復旧費でございます。10款の災害復旧費で,2目公共土木施設災害復旧費でございますが,総額で1,073万9,000円の不用額を実績見込みにより減額するものでございます。主な内容といたしましては,13節委託料,測量設計委託料で55万円,15節工事請負費で994万円でございます。歳入につきましては,14款国費として667万円,21款現年公共土木債として290万円をそれぞれ減額するようになります。

それから、同じく10款の1目で、農業施設災害復旧費でございますが、総額で1,292万1,000円の不用額を実績見込みにより減額するものでございます。内訳でございますが、13節委託料、測量設計委託料で292万1,000円、15節で工事請負費で1,000万円の減額となってございます。歳入の財源につきましては、14款国補助金が727万5,000円、21款現年農林国補助金が727万5,000円、21款現年農林業施設債が290万円をそれぞれ減額するということでございます。

以上で建設課の詳細説明といたします。

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第1号の上下水道課関係及び議案第3号について、松本上下水道課長から説明を求めます。

松本上下水道課長。

○上下水道課長(松本博文君) 議案第1号,令和元年度勝浦町一般会計補正予算 (第9号)について上下水道課分の説明をさせていただきます。

29ページになります。

4款1項4目環境総務費で、28の2簡易水道事業特別会計繰出金、この減額につきましては簡易水道特別会計のほうで説明をさせていただきます。

次に、30ページでございます。

4款2項5目合併浄化槽推進費,補正前の額525万円から3万2,000円を減額し, 521万8,000円とする補正で,実績見込みにより減額と財源振り替えを行っておりま す。

続いて、議案第3号、令和元年度勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) について説明をいたします。

歳入でございます。2款1項1目一般会計繰入金,一般会計の簡易水道事業特別会計繰出金の関連がございますが、補正前の額7,950万3,000円から882万8,000円を減額し、7,067万5,000円とする実績見込みによる補正で、減額の内訳といたしましては一般管理費570万1,000円、棚野久国地区建設改良費と中山横瀬地区建設改良費で152万7,000円、過疎債の160万円の減額となっております。

続いて、8ページでございます。

歳出, 1款1項1目一般管理費で,補正前の額7,291万3,000円から570万1,000円を減額し,6,721万2,000円とする補正でございます。減額の内訳といたしましては,測量設計委託料90万円,山田地区未普及地域解消基本計画策定業務477万4,000円ほかで,実績見込みによる減額となっております。

その下でございます。 1 款 2 項 4 目棚野久国地区建設費,補正前の額543万6,000円から319万8,000円を減額し、223万8,000円とする補正で、財源の内訳といたしましては12の 4 手数料28万9,000円,13の 6 設計等委託料120万2,000円,17の 1 公有財産購入費170万7,000円の実績見込みによる減額となっております。

その下でございます。 1 款 2 項 6 目中山横瀬地区建設費,補正前の額1,147万3,000円から152万9,000円を減額し、994万4,000円とする補正で、15の1工事請負費の実績見込みによる減額となっております。

説明は以上でございます。

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第1号の教育委員会関係について、笹山教育委員会事務局長から説明を求めます。

笹山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(笹山芳宏君) 教育委員会から令和元年度勝浦町一般会計補 正予算(第9号)の詳細説明をいたします。

お待たせしました。36ページの9款教育費,1項教育総務費,1目の教育委員会費でございます。これは324万円の減額でございます。全て一般財源です。内訳といたしましては、21節奨学金貸付金204万円の減、それから入学資金貸付金120万円の減、

いずれも実績に伴う減額でございます。

それから、2目事務局費でございます。727万4,000円の減額でございます。主な内容としましては、2節給料の職員給料200万円の減等でございます。これは、正規職員の1名減に伴う実績に基づく減であります。また、7の賃金の1臨時雇賃金380万円の減額は、横瀬小学校の特別教育支援員の体調悪化による退職に伴う減でございます。全て一般財源です。

それから、9、1、3の義務教育振興費3,176万4,000円の増額でございます。主な内訳は、13節の委託料、4の設計監理委託料432万4,000円の増額と、15節工事請負費の1工事請負費3,345万円の増額です。これは、町長が所信表明で申し上げましたとおり、GIGAスクール構想実現の第一歩として、小・中学校の校内通信ネットワーク整備事業を行うために、調査設計委託料と工事費で、合計が3,777万4,000円であります。財源の内訳としましては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金が1,856万9,000円、補正予算債が1,820万円、一般財源は100万1,000円を想定しております。それから、18節で備品購入費357万5,000円の減額、これは小・中学校へICT機器購入の実績に伴う減であります。いわゆる請負差額でございます。それから、20節扶助費170万円の減額は、要保護準要保護児童・生徒の就学援助費と、特別支援教育就学奨励費の実績によるものです。財源として、特別支援教育就学奨励費国庫補助金が50万2,000円減額されます。

それから、9、2、1の学校管理費は193万9、000円の減額です。主な内訳は、生比 奈小学校の体育館構造部材の耐震化工事の設計監理費103万4、000円の減額です。請負 差額です。財源として、事業の縮小、また当初予定していたよりも過疎債がつかなかったということに伴い、過疎対策事業債(ハード事業)を430万円減額いたします。

それから、9、4の1社会教育総務費121万3,000円の減額です。主な内訳は、9節 旅費14万1,000円の減額は、ALTのローズリーさんがアラスカへ帰国されるための 旅費を規定どおり計上しておりましたが、想定より安く済んだことによります。それ から、13節委託料10万円の減額は、3月1日、パラリンピックの髙田ご夫妻をお招き しての講演会の費用が安く実施できるめどがついたので減額といたしましたが、コロナの影響で開催自体が中止となっております。それから、18節恐竜の化石レプリカの制作費が30万8,000円の減額です。恐竜のすねの化石で大きく高くつくと考えており

ましたが、色調が単調等の理由で安価でできたということでございます。それから、第19節負担金補助及び交付金55万円の減額です。内訳は、780の社会教育振興補助金は、伝統文化親子事業補助金に国費がついたので減額してございます、23万円。また、台風の影響により人形芝居の公演会が中止となりました。補助金が20万円の減額でございます。それから、785の国文祭後継事業助成金は12万円の減額です。これは、今山の農村舞台での公演が地元の都合でできなかったことに伴うものでございます。それから、9、4、5運動公園の管理費で、5節運動公園管理費59万5、000円の減額です。主な内容は、15の工事請負費です。今年度大きな洪水がなかったため、50万円の減額としております。

それから、9、4、6人権啓発推進費、6節の人権啓発推進費で44万6,000円の減額です。主な内訳としては8の報償費です。委員さんの方で欠席の方がおられたことによる25万6,000円の減額です。

それから最後に、9、5、2学校給食費94万7,000円の減額でございます。11節の 需用費、食糧費の実績に基づく減額でございます。その他財源の学校給食納付金が 94万7,000円の減額に伴い、給食の食材料費を同額減額といたしております。

以上、教育委員会からの詳細説明でございます。

○議長(美馬友子君) 小休させていただきます。

午前11時56分 休憩 午前11時56分 再開

○議長(美馬友子君) それでは、再開します。

議案第6号について笠木病院事務局長から説明を求めます。

笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長(笠木義弘君) 勝浦病院から,一般会計補正予算の勝浦病院部分について説明をさせていただきます。

22ページ,総務費,企画費の中の一部に勝浦病院分がございます。7節賃金ですけれども,240万9,000円のうち121万6,000円につきまして,改築費用に関する臨時職員の実績見込みによります減額でございます。また,12節広告料,こちら19万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては,認定に係る新聞広告掲載料,今年度事業認定の広告ができませんでしたので,全額減額ということになっております。ま

た,13節事務委託料の441万1,000円,こちらについては登記事務委託料でございます。こちらも登記事務が今年度完了しませんでしたので委託できませんでしたので,減額ということにしております。

一般会計については以上でございます。

それから次に、令和元年度勝浦町病院事業特別会計補正予算(第2号)につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず、収益的収入支出でございます。まず、収入では医業収益を7,779万円減額するものです。これは、主に入院収益、外来収益などが当初見込みの患者数より減少する見込みとなったための減額でございます。医業外収益では、国県補助金としまして……。3,200万円の増、これは退院支援担当者の配置等支援事業、地域連携室の専従職員などでございます。及び在宅医療介護連携サポート事業こちらは救急告示の見込みによるものでございます補助金としまして、320万円増額となっております。

また、他会計の負担金としましては、医業収益の減収分、補助金の増額分、それと 支出見込みとの差額を補うために、項の欄、医業外収益の目、他会計負担金、これは 不採算地区繰出金などを通しまして、3,480万円を増額するものでございます。

続いて、支出です。医業費用では、3,920万円減額するものでございます。内訳としましては、給与費1,900万円、それから材料費460万円、それから経費1,540万円、研修費20万円、それぞれ実績見込みによる減額でございます。これにより、収益的収入支出の額は6億7,089万7,000円といたします。

次に、資本的収入支出です。収入では、国庫支出金としまして4万4,000円の減額、他会計負担金としまして61万5,000円の減額、企業債では20万円の減額です。

支出です。項の欄,建設改良費で82万3,000円の減額です。収入支出とも入札差額等による実績による減額です。資本的収入額が支出額に対して不足する3万6,000円につきましては、収益勘定留保資金で補填するものとします。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、給与費の変更に伴いまして4億5,843万1,000円に改めるものです。

また,第5条につきましては、棚卸資産の限度額を、材料費の変更に伴いまして 5,490万円に改めるものでございます。

以上、ご決議よろしくお願いします。

○議長(美馬友子君) 以上で詳細説明は終わりました。 議事の都合により、休憩といたします。

午後 0 時03分 休憩

午後1時30分 再開

○議長(美馬友子君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより詳細質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。令和元年 度勝浦町一般会計補正予算でございます。

松田議員。

- ○7番(松田貴志君) 時間ももったいないので、まず国土調査事業費の中の、予算書でいうたら31ページです。投資及び出資金の部分、出資金6,000万円ということで、先ほど課長のほうから一般社団法人の設立に向けての出資金、またそれに伴う登記費用等の説明がありましたが、一般社団法人を設立する目的についてをまず説明をいただきたいと思います。熟尽会議のときには説明をもらいましたけど、ほかの課長さんとかも多分知らんと思うんで、目的の部分、何で一般社団法人を勝浦町がお金を出して出資してつくらざるを得んようになったか、どういった課題があって、それをどういった手段をもって今回の設立に至ったか、その経緯も含めて説明をお願いします。
- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 座ってもよかったかな。
- ○議長(美馬友子君) はい。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) これまで熟尽会議等々でご説明もさせていただきましたけれども、まず1点目の目的でありますけれども、この社団法人の設立は勝浦町と上勝町両町で進めていくことにしております。その中で、最大の目的は両町が競合し、地域を支える人材の育成と、勝浦地区、勝浦郡と捉えていいかと思いますけれども、産業の継続した発展を目的とするということをまず大前提に置いております。その中で測量事業を主にやっていくわけなんですけれども、そこで一般社団法人を立ち上げるとなった経緯でありますけれども、率直に申しますと、この話は上勝町のほうから提案がございました。それで、この法人を立ち上げることによって、メインとす

る事業は国土調査でありますけれども、その事業をこの法人が主にやっていくと。業務を主体としてやっていくことで、その資金といいますか、事業の流れ、このあたりで仕事を行うことで、事業費のかかった分については勝浦郡内に資金循環できるというのが最大のメリットの一つではなかろうかと思っております。

それと、課題ということも先ほど少しおっしゃっておりましたけれども、形としましてはこれまでの会議等々でご説明させていただきましたけれども、請負契約を法人との随意契約で行うというふうに考えております。それで、そういう形をとらないと循環といったその辺もいろいろ弊害が出てくるのかなと思うんですけれども、その契約を行うということで、これまでの国土調査に関連してました他の業界、業者さん等々には、いろいろこのあたりは順次説明をしていかなければいけないなと、このように思っております。

- ○議長(美馬友子君) 松田議員。
- ○7番(松田貴志君) 今の点、私が質問した部分に、多分ほかの議員さんも同じように思われとると思うんですけど、ほとんど答えられてないかなと思います。ほんで、一点一点確認だけさせてもらいますね。

この間熟尽会議において、改選以前に1回あって、それ以降3度熟尽会議で説明がありました。その中で、12月5日の熟尽会議の資料として多分議員の皆さんもタブレットに入っているし、職員の皆さんは入ってないんかな、これに関してはないんかな。なかったらあれなんですけど、そこでメリットという部分が出されています。その中で、まず1つ目、地域における雇用の場の確保と、地域を支える人材の育成を行い、地域の継続した発展を図ることができますということで、メリットの一つに雇用の場の確保ができるということ、もちろんこの文を読んだだけでは私自身ももちろん、この一文に関しては、ああ、いいことやなと思いますが、現状役場の行政としての業務として、今雇用の確保を優先順位をつけてするべきことなんかなと。今、民間の事業者は雇用が逼迫してます。勝浦町内も、今ハローワークに多くの事業所が求人を出されております。そういった状況の中で、勝浦町として今あえてこの一般社団法人化をして、優秀かどうかわからんけんど、町民の雇用という部分を確保する必要があるのかどうか。ほかの地籍調査業務を別にしてメリットとして示されているんで、この点についてもしお答えいただける方がいれば答えていただきたいんですけど、お

願いします。

○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。

○農業振興課長(河野稔彦君) 雇用の場の確保ということを,まずこの法人の定款のほうに当初入れておったんですけれども,先般の熟尽会議においてはちょっと外させていただきました。さきに,先ほど議員がおっしゃられました12月5日のときにはメリットとして入れておったんですけれども,もちろん当然雇用はしていかないとかという方針ではないんですが,雇用の場といいますか,この言葉の意味合いといいますのは,地域を支える人材の育成というのがありまして,勝浦町内に,測量業に関することだけではないんですけれども,いろいろな分野で活動,例えば極端に言いましたらPTAの役員とかいろいろされておる方もおるんですけれども,そういった町内で活躍できる人材といいますか,そういった方々に残っていただけるような方向性を持って,そういう方々もできるだけ残っていただくためにも,町内におってほしいというような意味合いでの雇用と。この事業を推進していくに当たっては,どんどんペースといいますか,調査量もふやしていきますので,今の想定しております人員では少ないかなと思いますので,徐々に事業内容も勉強していきながら,活躍できる場,それが勝浦町内でおっていただけるような体制づくりに持っていけたらと,こういうふうに思っております。

○7番(松田貴志君) ありがとうございます。一つのメリットとして示されとって、定款のほうにはその部分は外したほうがええということで、整理する中で外されたと思うんですけど、本来のメリットというか目的の一つの中にはこれも入ってるのかなと理解はしてます。しかしながら、雇用という場において、そういった人材を今あえて一般社団法人として町内の貴重な人材を囲い込むということは、これは私の意見ですけど、民間が逼迫している中で余り褒められたものでないんかなという感覚を持ってたんで、これを1点目で聞かせてもらいました。

ほんで、2点目です。地籍調査事業の中で、多分それぞれ今されている地域の方はいろいろと苦労されてて、やっぱり業者が変わるんが困ると。さらには、ころころ変わることによってコミュニケーションが図りにくいと。ここらあたりも熟尽会議の資料等にも書かれてましたけれども、一般社団法人化をしなくても、今入札に参加されている、普通に今国土調査事業で発注されてるじゃないですか。その発注されている

業者さん,指名されてる業者さんでも,この継続性という部分は担保できると私は思うんです。その部分はどういった方法があるかといえば,普通に初年度は指名競争入札で発注をします。2年目以降は,地方自治法の施行令の第167条の2の,本来は役場的には第2号で随意契約をしたい旨の説明があったんですけど,第167条の2の第6号の部分,競争入札に付することが不利と認められるときという部分を利用して,地籍調査事業を2年目以降同じ地域,だから業者が変わったら困るけんという理由で随意契約をしている自治体が多くあります。そういった手法はなぜとられなかったのか。それがもし可能ならば、わざわざ一般社団法人を立ち上げなくても、現状の民間業者でもここの部分はクリアできるんでないかと私は思ったんです、いろいろ調べる中で。この点に関してどういった協議がなされて、ここがこの第6号の部分を適用できないという結論に至ったのか、この点について答えをお願いします。

- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 第167条の2というのは、随契の項目を示した規定なんですけれども、いろいろ協議はしておりました。した中でこれにも、今言いました第6号というのも、今申されました契約を不利とする、認められるという項目なんですけれども、第6号にも全く該当しないということではないんです。今、こちらのほうで協議しまして、最終的には2号規定といいまして、2号は競争入札に適さないという条項なんですけれども、当初第6号に規定する契約をまくに当たって、公益的事業所と、公益的団体との契約をまくときに、国土調査の事業費の中の諸経費を一部90%に落とせるという有利性がありました。そういった有利性をもって、第6号にも一部該当はしてくるんですけれども、最終的には第2号は公益的団体との契約ということで、競争入札に……。済いません、第2号の競争入札に適さない、今度立ち上げようとします法人が公益的社団法人という形をとりますので、利益を追求しないと、そういう趣旨で設立を考えておりますので、そういった団体との契約ということで、入札に適さないというような形を最終的にはとっております。
- ○議長(美馬友子君) 松田議員。
- ○7番(松田貴志君) 単刀直入に言えば、私は熟尽会議のときから一貫していたんですけど、今回のこの提案に関しては、ちょっと取り下げたほうがええんと違うかちゅう思いなんです。もう一遍答えてください。現状、第2号の解釈で随意契約をし

て、この3年間同じ業者でとり行おうという考えと思うんですけど、私の言う第6号で全国的にも随意契約で初年度競争入札をして、2年目以降第6号を適用して随意契約をした前例が多くあるんですよ。その前例まではどんなんですか、確認してなかったんですか。実際、もしそれが可能なんだったら、わざわざ一般社団法人に出資してまで、町民に不安を与えてまでする必要はなかったと思うんですよ。そこらあたりの詰めはどうだったんですか。まず、その第6号の解釈によって、地籍調査事業が3年間継続して同じ業者に発注できることは可能かどうかちゅう部分、この点をちょっと聞きたいと思うんですけど。

○議長(美馬友子君) 山田副町長。

○副町長(山田 徹君) まず、本来の目的のところから整理をしたほうがいいと思うんですけれども、先ほど課長のほうから申し上げましたように、本来の目的は人材の育成と産業の継続した発展でございます。同じ民間の業者に続けて第6号を使って出せないかというふうなご質問があったかと思いますけども、前回の熟尽会議におきましても、継続して前期工程、後期工程で、前期工程を捉えているところに対しましては、後期工程を来年度から随契でお願いしたいというふうなお話をさせていただいたようにも思うんですけれども、そういうふうなことで、議員がおっしゃるように2年間続けて出すということは、するような方向では進んでおります。

今までなぜできなかったかというと、勉強不足もあったのかもわかりませんけれども、競争入札でどんどんやっていこうというふうなんがまず主にあったんではないかなと思います。なぜ、今度一般社団法人を立ててやるかということですけれども、基本的には1つ目として町内に立地できる企業を誘致したい。最初のほうにおっしゃられたように、町内で就職できる選択肢がふえることが1つは欲しい。たちまち今じゃなくて、地籍調査はこれから町内であれば30年ぐらいまずかかりますよということになっておりますので、その間の期間でも町内で選択肢ができる事業所が欲しいというところがございます。

あともう一つ、地籍調査のほうですけれども、今地籍調査で一番問題になっている 部分につきましては、なかなか進むのが遅い。それと、業者さん間によって微妙な差 があって、やり方に違いが出てきているというところがあると思います。今回、社団 法人を立ち上げて、そちらのほうでやろうとしていることにつきましては、業務を包 括的に委託して、町の職員が入っていく部分というのを、絶対しなければいけない部分は当然なんですけれども、そこらを軽減して量をふやしていける、それとある程度提携化された中で事業が進みやすくなる、もっと言えば、町内の方でさきにやったところの地域の方がそのお手伝いに入る部分についても、そこらの効率化、またお手伝いなり臨時的に雇われる場合でも、そこらが効率的に進むんでないかなと思ってます。

そういうふうなことも踏まえて一般社団法人で一気に、一気にというと、30年ぐらいかかるんで一気にというのは適切かどうかわかりませんけれども、そういうふうなことを踏まえて迅速に、それとスムーズに地籍調査を進めて、その結果として土地の利用、あるいは産業を活性化する場合、農業を活性化する場合、そちらのほうにメリットが広がっていくんでないかということで、一般社団法人としてスムーズに迅速に進めるために今回つくってしていきたいと。今までにしたように包括的に委託しないと、町の職員がどうしても数がようけ要ってくるし、職員がかわったときにどうしてもおくれというのが出てきているような結果が生まれてます。それらも、同じところになると解決ができていくんでないかというふうな狙いがございます。大きくはそのような方向でいきたいと思ってます。

ですので、松田議員からおっしゃられたように、第6号の該当というか、前期工程と後期工程を同じ業者に頼む部分につきましては来年度やって、実際の社団法人に進んでいくには、令和3年度ぐらいから本格的な取り組みになっていくようなものになろうと思います。何で今回後期工程を随意契約でやろうかとしているかにつきましては、議員さんがおっしゃられたように、前期工程と後期工程を変わりますとどうしてもトラブルが起こってくると。それと、説明していたことの内容のそごがやっぱり出てきたりして、若干そこらのクレーム等もございますので、そこらも解決したい。それらの、今度は包括的に一業者に委託することによって、ずっと同じような流れで、同じような体制ですることによって、迅速性とスムーズに事業が進んでいくということが図られるというふうに考えて一般社団法人を設立したいということなので、そこらはご理解をいただきたいと思いますし、そのメリットはあるというふうに思っておりますので、提案をさせていただいてるところでございます。

○7番(松田貴志君) 詳しくありがとうございます。

今の説明はわかりました。1つ確認されたことは、前期工程、後期工程、2年目以降の随意契約が可能であるということ、1つの業者でできてくるということは確認できたと思うんです。3つ目なんですけど、確認です。今、副町長のほうからもお話がありました2項委託についてです。2項委託というのは、今県内でできる業者が少ないと、実績がある業者が少ないという説明だったと思うんですけど、今入札に参加されている業者も、仮に勝浦町役場が2項委託として発注した場合に、私の解釈では参加できるんでないんかなと思うんですよ。わざわざ一般社団法人を立ち上げて、その一般社団法人に随意契約で発注せんでも、民間業者間で2項委託の入札に対して参加可能な業者はあるんでないんかなと思うんですけど、確認したいんですけどどうですかね。

○議長(美馬友子君) 山田副町長。

○副町長(山田 徹君) 技術的な問題でいいますと、町として把握しているのは1 業者ができるであろうというふうなことは聞いてはおります。ただ、技術的な問題だけでなくて、2項委託ができる部分については、信頼ができる信用性が高くと、技術的なものと、もう一つあったと思いますが、今手元に持ってないんで細かい部分はご説明できないんですけれども、そういうふうな部分でいうと、1業者でいいのかというのは若干問題はあるのかなとは思ってます。

○7番(松田貴志君) 今の説明やったら、ある業者が2項委託の実績が多くあると。実際あるんですよ。私は調べました。県内のほかの自治体で2項委託を受けられてます。実績もあるんですよ。そこを言われてたのかなと思うんですけど、副町長の説明もわかるんですけど、技術的な部分、資格的な部分に関しては、繰り返しますけど、今入札に入られている業者さんも間違いなくクリアできるんですよ。そこを業者とかそういった業界団体に確認されましたか。どんなんですか。役場の解釈じゃなしに、今はそういう思いでおられるのかもわからんけど、私がいろいろヒアリングするところによると、2項委託として発注した場合に、今は町内の地籍調査に参入されている業者さんは、その資格にどういった条件をつけるかはまた別にして、今想定される2項委託の業務内容的な部分については、クリアできるんでないかなという説明を私は受けたんです。そこらあたりの確認はどの辺で判断されるんですか、その1業者しかないというのは。どんなんですか。

- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 今議員がおっしゃられたある業者が皆2項委託できるかは、直接的にはこれまで勝浦町はその2項委託を含めての契約はまいてなかったわけなんですけれども、結論から言いますと、直接業者に問い合わせて、ここまでできるかというのは確認できておりません。それで、今副町長が申されましたように、2項委託というのは町がやるべき業務の補完的なところまで入ってもらうと。ですから、かなり今副町長が言いましたように信頼性といいますか、そういったところが必要になってくるんでないかと思っております。実際、こういうケースを捉えるかどうかわからんのですけれども、職員を派遣していただいて、町のほうでも業務をやってもらおうかなというような密接な作業をお願いするような格好になるんですけれども、そういうところで信頼の置けるといいますか、そういう判断からも今の立ち上げた団体、法人との契約が可能なんでないんかと、このようには思っております。
- ○議長(美馬友子君) 松田議員。
- ○7番(松田貴志君) 言葉尻を捉えるんじゃないんですけど、今国調に参入されている勝浦町の業者さんは、私は信頼された上で入札にも参加されて応札もされて、実際作業にも取り組まれていると思うんですよね。たまたま勝浦町は今まで2項委託の町としての実績がないだけで、実際今参加されている業者さんに、まずこういった形を考えとんやけど、受けることは可能ですかと、人員的にも可能ですかと。2項委託したらほかの現場との兼任ができんのですよ。専従でその現場に張りつけなあかんのですよ。もちろん、業者さんもリスクはあるんやけど、そのリスクを差しおいてでも民間の業者というんは頑張って仕事をとりにくるんですよ。そこらあたりの思いというのはしっかりと受けとめて説明を尽くすべきだったと思うんですけど、これができてないじゃないですか。それがない段階で、今こうやってどんどんどんだん話が進んでいきようという部分、ほんまにこの段取りでいいんですか。町の6,000万円を出資して、私たち議員として、私たちと言うたらいかんか、自分は議員としてこのままやったら説明がつきませんよ。この点についてもうちょっとすっきりした答弁が欲しいんです。

ついでなんでもう一点言いましたら、12月5日の熟尽のときに、町内、郡内の測量 事務所にも地籍調査のノウハウの習得を促し、社員として参画していただくよう働き かけるという文言があって、この間の熟尽会議で私は実際の町内の業者さんとかにも説明はしましたかとなったら、まだだったんですよね。それ以降説明されたようですけど、その業者さんたちに理解は得られましたか。ほんで、今回の一般社団法人化の一つの目的である人材育成とか町内の雇用の創出とかの点においては、やはり地元の業者さんのある一定の理解がなければ私は進めるべきではないと思うし、今まで民間でぽつぽつと頑張ってきた業者の民業圧迫にもなりかねんと私は考えてます。その点についての説明をお願いします。

- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- 〇農業振興課長(河野稔彦君) 先般の会議におきましてそういった話を受けまして、あのときにはできておりませんでしたけれども、その後は今おっしゃられましたように、お話、説明に参らせていただきました。そのときの反応なんですけれども、1業者はわかりましたと。賛同できますというようなことでありましたし、もう一業者は、すぐに即答はできんので考えさせてくれというようなことで、前向きには考えますというような回答をいただいております。2業者でありましたけれども、そういう結果でございました。
- ○議長(美馬友子君) 松田議員。
- ○7番(松田貴志君) 実際,私も聞きました。説明は尽くされてませんよね。もう決まったかのごとくの説明だったように私はうかがえました。これからともに頑張りましょうという姿勢は感じられなかったという部分も聞きました。やけん,その姿勢自体も私はどうなんかなと思いましたし,ほんまにこの趣旨を理解してもらうための説明の姿勢だったんかなというのは,その業者さんの説明では感じられませんでした。課長はそういった思いでされたんでしたら,もちろんそれを否定するわけではありませんけれども,今私はこれを質問をるるしてますけど,入り口の部分についてしか聞いてません。ほんまにこの一般社団法人が要るんか要らんのか,今の答弁で町内の雇用の部分,町長も熟尽会議で町内でお金を回したい,今やったら外の業者に発注しよるけん,町内,郡内でお金を回していく,その思いもわかります。わかりますけれども,行政というのは民間がいかにやりやすいような仕組みを提供するかなんですよ。どうしてもしゃあないとき最後の手段として,行政がここに民間の業態のところに踏み入れていく最後の手段と思うんです。けど,今の説明では最後の手段ではない

んと違うんかなって。もうちょっと考えて考慮すべき部分があるんと違うんかなと私 は感じました。この点について、町長はどう思います。

○議長(美馬友子君) 野上町長。

○町長(野上武典君) 議員がおっしゃるように、民業に対しての圧迫でないかというような部分はあろうかと思います。初めに、公共行政機関と、こういった測量等をなりわいにしているところが集まって社団法人をつくるというような方向も考えるべきであったかなというふうには思いますが、ただ随意契約で事業を進めていきたいという思いであれば、そこに入る社員というのは地方公共団体ということになるということで、そこは賛助社員というような方法はあろうかと思うんで、そういったところでもし民間の賛同を得られるんであれば一緒になってやっていってもらいたいと。その中で、自分たちもこの事業の中でいろんな自分のところの能力等を伸ばせるのであれば伸ばして、将来にはそういったことも生かした会社なり、そういった組織に育っていってもらいたいというような思いもあります。

まず、私が思ったのは、経営的に今回6,000万円の出資と、上勝町も同様の額です るわけですが、今までこの業務に携わってきた上勝町の会社というのが、決して業者 的には悪くない。ずっと良好な経営を続けているというのが、1つがこの事業という のがほとんどそこに働く人の所得であり、また町内の利益であるというようなところ でやっていく部分,それからいろんな所有者が町内,もしくは町内出身者といったと ころの所有土地の確立を目指して事業を進めている国土調査というところで、やっぱ り地元密着の人がいる法人が一番進みやすいんじゃないかと。上勝町でいえば、平成 7,8年ごろから事業を始めて、あと四、五年で終わろうとしている。勝浦町にとっ たらもう15年余り過ぎているところでまだ20%に満たない状況,この差は何だろうと いうふうに考えたときに、やはり上勝町がやってきたやり方というのはそう間違いで ない、効率的なやり方を進められてきたんでなかろうかというふうに、そういった思 いがあって、まず1番に地籍調査が早く進む、高齢化が進む中でその前にやっておき たい、大きな災害が起きる前にやっておきたいというような思いもあります。そうい った思いを、以前から議会からも議員からも言われておった地籍調査がもっと早く進 まないかというようなことを進めていくには、上勝町にあった法人のノウハウは非常 に大きいんじゃないかというふうな思いから、今回社団法人を設立するということで 進めさせていただきたいというふうに考えております。

決して、町内の業者の圧迫にはならないというふうに私は考えております。まず、それだけ動ける資格の大きな会社の営業所なりが勝浦にもあるんですが、そのあたりは入札には参加してきているが、勝浦町の事業の中では余り参画、1回だけの参画で終わってしまっているというようなこともあって、むしろ町内でこういったことをなりわいにしている方にとって、もし賛同していただけるんであれば、むしろその方々の能力とかそういったものが伸びていくんじゃないかというような思いもあって、今回の設立を進めたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(美馬友子君) 松田議員。
- ○7番(松田貴志君) 済いません,長く時間をとり過ぎたんでこの点についてはこれでやめますけど,今の説明で社団法人が絶対必要じゃという部分というんは私は何ひとつ,その思いはわかるんですよ,もちろん。町内での雇用という思いもわかるんですけど,私は何ひとつ解消されていないと思うんです。今,町長は上勝の話をされましたけど,この質問の中でずっと上勝の話は一切してません。主体的に勝浦町がどうしていくかちゅう部分を答えてほしいんですよ。ほんだら,私は必然と方向性は決まってくるんかなと,今の答弁を聞いてたらですよ。後は理事者のほうがどういう判断をされるかと思うんですけど,とりあえず私はそれで置きます。
- ○議長(美馬友子君) ほかに質疑はありませんか。第一読会の質疑です。ごめんなさい。

井出議員。

○10番(井出美智子君) 地籍調査のことで、社団法人の問題からちょっと離れ、 関連するんですけど、この議案の16ページの質問から入りたいと思います。

農林水産業県補助金でマイナスが出てるんです。地籍調査事業補助金がマイナスの 998万4,000円になっております。これはどういうことか説明していただきたいという ことです。

- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) このページは入のほうの減少ということで、出のほうで事業費が……。済いません、31ページになるんですが、事業費のほうが1,767万

1,000円減となっております。これについての説明を申し上げたほうがいいかと思うんですけれども、当初勝浦町は6,000万円超えての要望を県のほうに上げておりました。そこで、枠としまして国の全体額の補助金が減ったということで、事業費を圧縮せないかんということになりました。そういうことで、今年度F2工程といいまして、地籍調査の工程の中でのこの工程が予算的にもできない、カットせざるを得んといいますか、そういう結論になるわけなんですけれども、どこまで町費をどんどん入れて、町単で押し込むかということも道としては選択肢もあるかと思うんですけれども、財政当局とも相談しまして、最終的には県費といいますか、予算のつく範囲での事業をせざるを得んという判断で減少となりました。

以上でございます。

- ○議長(美馬友子君) 井出議員。
- ○10番(井出美智子君) 済いません。そしたら、地籍調査はどっちかというたら 国や県の補助金でどれだけの量ができるかが左右される現状があるわけですよね。それをできるだけ補助金を確保するために、上勝の終わる分も含んで、勝浦郡全体で勝浦の補助金をできるだけ多くもらいたいがために、その狙いがあって社団法人を立ち上げていきたいというふうな説明を一番最初のこの社団法人のときの説明で聞いたような記憶があるんですけど、この間松田議員の説明に関しては、はっきりとそういうふうな説明が課長からされなかったような気がするんですが、例えば勝浦だけだったらこういうふうに補助金が削られて、やりたい面積ができないけれども、社団法人を立ち上げれば上勝の分ももらってた分も含めて、勝浦郡の地籍調査の面積が確保できるんではないんかなという期待を持っていたわけなんですが、その点に関しては期待だけであって、確証はないわけですか。
- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 結果的な形で今年度減少という形で見えてしまいますけれども、方向性としては勝浦町はどんどん事業量をふやしていきたい。ただ、事業を今2地区やってますけれども、事業をふやしていくのは、手を挙げれば予算もつきやすいという今国調の状況なんですけれども、ただうちのほうとしては、法人を立ち上げるまでの今の現状の体制であればどこまでできるかということになれば、いきなり事業量をふやしても作業が追いつかないと。今、そこで人員体制も新たに考えな

いかんところも出てくるとは思うんですけれども、今の現状ではそれ以上どんどん前に進んでいけないという現状もありまして、今後この法人を立ち上げてやっていくとなれば、その辺も少しずつ解消されて事業量もふやしていけるんでないかと、このようには思っております。将来的にはふやせていけるんでないかと、そのように思ってます。

- ○議長(美馬友子君) 井出議員。
- ○10番(井出美智子君) 詳しいノウハウについては理事者の側にお任せをする立場なんですけど、やはりもっともっと地籍調査のスピードを上げていただかなければ、30年かかると言いよんを、せめて20年ぐらいに終わらせるような意気込みを持って、社団法人を立ち上げてやっていただきたいというふうな思いが私にはあります。ほなけん、そういう事業者にとってプラスになるように、町民にとってプラスになるように、そういった自信を持って、30年かかるのを20年のスピードでやれるように頑張りますとかという、そういうふうな前向きな説明がすごく欲しいなと思いました。地籍調査の予算が削られることのないように、頑張ってほしいと思います。
- ○議長(美馬友子君) 以上ですか。

ほかに。

麻植議員。

- ○6番(麻植秀樹君) ちょっと聞かせてください。この間の熟尽会議でも聞いたんですけども、なぜ2年度にせないかんのんかと。上勝の仕事もまだ5年残っとるちゅうことで、一段落してからでは遅いんかいなということをここで聞きたいんで、1つは。
- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 急がなければならないといいましたら、本町的、勝浦町的にはどうしてもしなければいけないということも言えるかと思うんですけれども、現実的に上勝町のほうのウインズさんのほうがあと数年で一段落つくと。その間際にやったらええんじゃないかということも考えられるんですけれども、そのときに一気に切りかえるということが、どう言うたらええんですか、徐々に浸透させていって、事業量も徐々に上げていくと。いきなり体制を、上勝町がなくなっていきなり勝浦町にぽんと来たらいけるかというところもありまして、できるだけ早く準備をしと

いて、それでも事業量をどんどん勝浦町も上げていくし、その反面上勝町のほうの事業量が落ちてくる可能性もありますので、そういった年数を見とかないかんなということで、早いうちからできるだけ立ち上げてスタートせんかという思いがあります。

- ○議長(美馬友子君) 麻植議員。
- ○6番(麻植秀樹君) そしたら、現時点では勝浦町の地籍調査のほうには、その会社は全く関与ちゅうか仕事等には使われてはないわけですか。
- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 済いません, 現時点での。
- ○議長(美馬友子君) 次年度。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 法人化に向けての作業という意味合いではないんですね。
- ○議長(美馬友子君) 麻植議員。
- ○6番(麻植秀樹君) どうしてもあれなんやけどね。この資本金6,000万円,この 6,000万円ちゅう根拠は何ですか。この金額の根拠は。
- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 今現時点での上勝町さんの資金が大体1億円前後で動いております。そこで、この法人を立ち上げた場合に、本所は勝浦町、それから支所を上勝町のほうにも置くような格好で試算をしております。勝浦町については整備費もかかってきますし、それから2カ所に当面構えていくと。上勝町が終われば一本化になるんですけれども、こちらのほうに。そういったところで、2カ所の経費がかかるということでそれぞれの個々の経費を試算しとんですけれども、約1.2倍ぐらいの費用がかかってきますということでの1億2,000万円と置いております。
- ○議長(美馬友子君) 麻植議員。
- 〇6番(麻植秀樹君) 根拠ってアバウトに聞いたんやけんど、積算根拠を教えてください。何にどれぐらい要る、これにどれぐらい要るから6,000万円。6,000万円で1億2,000万円になったのか。
- ○議長(美馬友子君) 小休しようか。 小休します。

午後2時21分 休憩

○議長(美馬友子君) 再開します。

河野農業振興課長。

○農業振興課長(河野稔彦君) 出資金の根拠でありますけれども、主な経費としましては人件費であります。人件費と、それから事務所本所を構えるということで、その整備関係費、それからあとはもろもろの経費、光熱費関係、いろいろ消耗品、備品とかがあるんですけれども、そういったところを2カ所で構えるといった経費を試算しまして、今の1億円。

試算では1億2,500万円少々上がっておるんですけれども,切り捨てで1億2,000万円という形をとっております。

- ○議長(美馬友子君) 具体的な予算の。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 項目が多岐にわたっておりますので、どういたしましょうか。これは、熟尽会議ではちょっとお示しさせてもろうたとは思うんですけれども。
- ○議長(美馬友子君) いけますか。ページをめくってくれたら。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 事業計画書ということで、資金関係の。
- ○議長(美馬友子君) あれをしてあげたら。同期してあげたらは。 ああ、ほうかほうか。難しいんやな。資料1。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 議長,よろしいでしょうか。
- ○議長(美馬友子君) はいはい,どうぞ。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) ただいまその資料を同期させております。いきましたでしょうか。
- ○議長(美馬友子君) 出ましたか、皆さん。令和2年度事業計画書。出てますか。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) いけるで。

その中で、現状の平成30年度にはなるんですけれども、各項目における、参考までですがウインズさんの決算が、一番下にありますように緑のラインですが、経費合計9,954万8,000円と出ております。これが30年度の決算になりまして、31年度はまだ現状出てないわけなんですが、その横に社団法人予算としまして、令和2年度の計画としましてトータル1億2,251万9,000円となっております。ここの250万円余りは切り

捨てて、1億2,000万円と。その増減係数についてでありますけれども、このように 事務所が2カ所でスタートするということを踏まえての係数を入れております。です から、下のほうの地代家賃というのはそれぞれに要るだろうと。2倍の係数がかかっ ておったりするんですが、1.5倍もしくは1.2倍、そのぐらい見ておればいけるだろう という、これが試算の数値でございます。これをもとに、年間経費としまして1億 2,000万円という数字をはじいてきております。

○議長(美馬友子君) 麻植議員、いけますか。麻植議員、続いていけますか。

○6番(麻植秀樹君) はい。そしたら、これも1億2,000万円ちゅう、これがあるんですけども、慌ててたちまち、何年かちゅうんはさっきも言うたんやけんど、たちまち勝浦の仕事ちゅうんはこの間もほなん言いよったわね。さっきも言うたけんど、すぐにたちまちこれをせんでも、ある程度仕事が終わってからしたら、うまいこといきゃあ、これはもっと資本金も少のうて済むようになったりせえへんのかなと思うてな。ほなけん、もうちょっと会社をほなん言うて慌ててつくらんでも、さっき松田議員も言いよったけんど、町内の業者やってある程度ちゃんと説明もして、納得ちゅう言い方はしたらおかしいんやけんど、してもろうてから、皆があんじょういくようにして設立したほうがええと思うんやけんど。たちまちこうやって慌てて設立せなんだら、何か都合が悪いことがあるんかいなと思うんやけんど。そこら辺はどのように考えます。

○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。

〇農業振興課長(河野稔彦君) 先ほども申しましたけれども,間際でぱっと設立させて,上勝が設立させたわ,すぐにのくわと,そういう形をとりたくないというのは現実ございます。設立をさせた上で,予算の獲得といいますか,そういったことも準備立てて進めていかないかんので,早いうちに立ち上げておいて,徐々に上勝と勝浦も事業に乗っかっていく上で,勝浦は令和3年からとしておるんですけれども,それの事業費を乗せていたらどのぐらいの人員も必要なと。どういった仕事量の配分とか,そういったこともありますので,そういう配慮の上で,できるだけ早いうちに一旦は立ち上げておいて,徐々に移行していくという思いからでございます。

○議長(美馬友子君) 麻植議員。

- ○6番(麻植秀樹君) 言うたってこれは水かけ論になるけん,もう結構ですわ。
- ○議長(美馬友子君) ほかに。

相原議員。

○2番(相原喜久男君) 熟尽会議を3回やりまして、それできょうこういう補正予算の中で、6,000万円という投資の案件が最後の最後の3月に乗っかってきたと。その裏は4月1日に発足したいということでした。それで、私はどこにその6,000万円を入れるんかなという感想で議題を見たところ、補正予算で入っていたと。これは、本来やはり投資案件で、地域住民がいろいろ興味を持ってるのも地籍調査ですね。これは、一つの議題として議会に提出すべき案件ではないかということは1つ思います。

それで、住民目線から見たこの新法人、1年半ぐらいはまだ立ち上げにかかると。 上勝のほうは継続してあと6年の事業をやるということで、その1年半は従来どおり の入札をやるというような形になると思います。前回の2番目は、当面の事業計画を 出して、1つの議題として、議案として出していただきたいというふうなニュアンス で私は申し上げたつもりなんです。上勝が五、六年かかる、勝浦町が30年かかると。 当面、その6年ぐらいかかるある程度のめどづけを上勝と内々的に相談してるんかも わからんですけど、住民目線からいえばそういう公表をすべきではないか。勝浦町に とってメリット、当面1年半は余りないと思うんですけど、それ以降加速するという ようなメリットも説明すべきではないかと。ちょっとごぞごぞ3点ぐらい言いました けど、いかがでしょうか。

- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 先般, ご助言といいますか, そういった事業計画の話もいただきました。それをもちまして, すぐにそういった計画を立てないかんという判断はしております。今現在お示しはできんのですけれども, 何らかの将来を見据えた事業量をどのぐらいにしていくのか, それから人員をどのくらい増員していくのかというところと, 賛同いただいた賛助会員, その町内事業者へどういった形をとっていくのかというのをまたちょっと時間をいただいて, 今後お示しできたらというふうに考えております。具体的に今は持ち合わせておりません。申しわけないです。
- ○議長(美馬友子君) 1つ目は当初予算でよかったのかというんと、3つ目はメリ

ットをもっと公表すればいいということの答弁。

○農業振興課長(河野稔彦君) 公益的法人という形で立ち上げますので、当然そういったところも公表はしていかないかん、公にしていかないかんというふうには考えております。

それから、補正予算という形での議案という形になったわけなんですけれども、仮に1年おくれますと、上勝町の事情もありまして、今の上勝町の第三セクターの法人を解散せないかんと。両方併設して持っとるというわけにはいかんという事情もございまして、こういった急な提案にはなってしまったんですが、本来12月ぐらいにお示ししてこういう議論ができればよかったんですが、これも事情がございまして、ずれ込んでしまったというところはご理解いただけたらと思っております。

- ○議長(美馬友子君) 野上町長。
- ○町長(野上武典君) 私の思いとして、できれば令和3年度からはもう少し地籍調査の範囲も広げていきたいというような思いもございます。ただ、今河野課長のほうからあったように、計画的な人員体制とかそういったものについて、令和2年度において見きわめる必要もあろうかと思いますし、令和3年度にこの事業をする上で、地元の体制が必要かと思います。そういった体制をとっていただける地区があるのかどうか、こういったことも確認しながら、できれば地籍調査については上勝のが終わるのを待ってというのではなくて、早く進めていきたいという思いはありますので、できれば次年度中にそういった計画もして、もっと早く終わるめどをつけていきたいというふうには思っております。
- ○議長(美馬友子君) 相原議員。
- ○2番(相原喜久男君) やはり、ちょっと思いだけ、町長の思いはわかるんですけど、各地区とも地籍を早くというふうな意見がございます。ただ、箱だけつくっても、ソフト的に中身がすぐに追いつかないようでは不安材料はあります。あと、上勝もそろそろ議会をやるんだろうと思うんですけど、同様な審議がされると思うんで、ある程度の勝浦町としては議案的な形でまとめるのと、それと上勝町との協定書というんですか、お互いに周知しますんで、そういう口約束はあるんかもわからんのですけど、何らかの形で残すような形をしていただきたいと思います。回答は結構です。以上です。

- ○議長(美馬友子君) ほかに。補正予算です。 相原議員。
- ○2番(相原喜久男君) ついでに質問したらよかったんですけど、今度の大きなあれでは、教育委員会のほうで小学校の端末、IoT、それとシステム関係で、ネットワーク整備ということでトータル的には3,100万円ふえてます。これも3月補正なんですけど、国の施策でそういう報道は聞くんですけども、具体的な導入の予定という、この3月に補正が必要なんか、4月の当初でもよかったんではないか、そういう日程の説明もなく一気に3,100万円が出たということで、まず導入の日程とどんな作業があるのか、この3,100万円で終わるのか、それをお願いします。
- ○議長(美馬友子君) 笹山教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(笹山芳宏君) 今,議員のほうからも……。
- ○議長(美馬友子君) 座ってどうぞ。
- ○教育委員会事務局長(笹山芳宏君) はい。話がありましたように、国の景気対策というのもあるようでございまして、急に出てきたような話になるんですけれども、できるだけ早く今回の補正予算にのって、ほんで事業としては次の年へ繰り越してやっていただければ、国としては一番よい条件でお金を出すと、補助をしますというふうなことがございました。次年度におきましては、今回の場合はネットワーク、単純にいいましたら線だけというふうな感じで、その先の機械についてはまた次年度に、当初予算等でございますが、国の助成といいますか、一番条件のよい最初の補正予算にのってやらせていただければと。国としても、この補正予算か来年の当初予算かのどちらかでやらなければ、そういうふうな補助はしないというふうなことで、前倒しで進めていきたいというふうな意向でございました。
- ○議長(美馬友子君) 相原議員。
- ○2番(相原喜久男君) ということは、補正で予算だけとっておいて、来年度繰り越しで処理しなさいと。とりあえず、それの明細については令和2年いつごろからになるんですかね。それもまだ決まってないんだろうと思うけど、そういった内容ですかね。
- ○議長(美馬友子君) 笹山教育委員会事務局長。
- ○教育委員会事務局長(笹山芳宏君) この補正予算でお認めいただけましたら、繰

り越しさせていただいて、4月当初から進めさせていただくということで、事業の最終は年度内にできることを目指してということになると思うんですが、でも当初の予算で仕掛けましたら、当初の予算から申請してということになったら、夏から後ぐらいの実際の動きということになるので、少しでも4月からかかれるということで、メリットがあるということでございます。

- ○議長(美馬友子君) ほかに。花房議員。
- ○1番(花房勝一君) 住民課のじんあい処理費の中の説明の2,2,2のごみ焼却業務委託料の200万円減と,4,5,7業務委託料マイナス375万9,000円の2点を詳しく説明いただきたいんですけど。
- ○議長(美馬友子君) 何ページ。
- ○1番(花房勝一君) 30ページの一番上の3のじんあい処理費の中の13委託料の点です。
- ○議長(美馬友子君) 中瀬住民課長。
- ○住民課長(中瀬弘晴君) まず、ごみ焼却業務委託料でございます。こちらのほうは、小松島市のほうに可燃ごみの焼却の委託をしております。そちらのほうの実績見込みが50トンほど減る予定でございますので、それに伴いまして単価4万円掛ける50トンということで、マイナス200万円ということでございます。それから、業務委託料でございますが、今年度ごみの一般廃棄物処理基本計画の策定の入札を実施させていただいております。そちらの入札に伴う結果に伴います減額ということで、375万9,000円ということでございます。

以上でございます。

- ○議長(美馬友子君) 花房議員。
- ○1番(花房勝一君) 50トンも減ったちゅうんは、なぜかはわかるんですかね。
- ○議長(美馬友子君) 中瀬住民課長。
- ○住民課長(中瀬弘晴君) 全体的には1,000トンから1,050トンの予定になるという 見込みでございまして、当初予算では1,100トンのほうを計上いたしております。現 在、人口等も減っている関係と、リサイクル等の推進の関係で、今年度は50トンほど 減る見込みであるということが1月の支払い現在で見込みましたので、そちらのほう

で200万円の減額ということとさせていただいております。あくまで見込みでございますので、それ以内におさまるというような実績の見込みを立てさせていただいております。

○1番(花房勝一君) ありがとうございました。

もう一つ,次は農業のほうで、31ページの一番上の3,農業振興費440番の柑橘園 地利用最適化推進事業補助金というところで、町長の所信の中にもあったんですが、 これは調査に重きを置くということやったんですけど、これの説明をしていただきた いんですけど。

- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 柑橘園地利用最適化推進事業補助金ということで、この補助金の目的は、優良園地、農家でつくれないといいますか、そういった捉え方でいいかと思うんですけれども、高齢等の理由でもうつくれない、ただ平たん部とかつくりやすい園地があった場合に、その園地を借り手側の方がつくりやすいような、例えば園内道をつけたらどうかと、そういった形をとった場合に、再度借り手側の方が、これだったらつくれますというような、そういった園地整備に出す補助金でありますけれども、その洗い出しというところを重点に置いて、実際に園地整備には至っておりませんので、当初200万円組んでおったうちの50万円は予定があります。その残りの150万円を減額したというところでございます。
- ○議長(美馬友子君) 花房議員、いいですか。
- ○1番(花房勝一君) 以上です。
- ○議長(美馬友子君) ほかに。

岡本参事。

内容がなかったん。補足説明を今から繰越明許について順番に。ページは何ページ やった。皆さん,同期。金額だけの説明で中身がなかったんで。説明しとってもらう な。皆,説明。繰越明許は,初めての議員さんは中身,初めての繰越明許費と違うん かな,説明。なので,説明してもらいたいと思う。

一旦, 小休します。

午後 2 時50分 休憩午後 3 時00分 再開

○議長(美馬友子君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

議案第1号について質疑の途中ですが、岡本参事より繰越明許費についての補足説明があります。

- ○参事兼総務防災課長(岡本重男君) 済いません。繰越明許費の中で。
- ○議長(美馬友子君) 7ページ。
- ○参事兼総務防災課長(岡本重男君) 7ページです。 7ページの中で、補正予算を して全額繰り越した分だけを今回 2 件説明をさせていただきます。
- 7, 2の道路改良事業の6,158万4,000円のうちの5,000万円が病院改築に関係する 道路改良で,5,000万円補正して全額繰り越しいたします。それから,9款の先ほど 教育委員会が説明しました小・中学校校内通信ネットワーク整備事業が,補正をして 全額繰り越しということで3,777万4,000円,この2件が補正した予算を繰り越すとい うことで,以上2件だけを説明させていただきます。

以上でございます。

○議長(美馬友子君) このことも含めて、議案第1号についての質疑のある議員は、ご発言をお願いいたします。

国清議員。

- ○9番(国清一治君) 参事が説明したような件で質問をしますが、3月補正というんは不用額を大分落として、決算にもかかわってくるんやけんど、差し引きで1億7,500万円の減なんですが、実際に不用額で削ったんは何ぼで、新たに新しくふやしたんは何ぼかわかりますか、まず。
- ○議長(美馬友子君) 岡本参事。
- ○参事兼総務防災課長(岡本重男君) 申しわけありません。ちょっと拾っておけば よかったんですが、個々に拾っておることができておりません。済いません、また後 で拾って、報告させてもらいます。
- ○9番(国清一治君) それと、繰越明許のところをどうしても言いたいようなんで聞きますが、町勢要覧、これは当初から組んどったんでしょう。これは大体繰越明許にするようなものでないと思うんやけんど、どういう理由なんですか、これは。
- ○議長(美馬友子君) 石木企画交流課長。
- ○企画交流課長(石木正昭君) 町勢要覧の繰り越しについてでございます。

町勢要覧は確かに当初予算に組んでましたが、その町勢要覧のあり方でありますとか位置づけ等について、再度お時間をいただき、検討を重ねてまいりました。その結果でございますが、現行の町勢要覧から基本的にはデータ等をできるだけ引き継げるものは引き継いで、作成費用を抑えるよう努める一方で、その一方でございますが、一目で変わりましたとわかるようなもの、そういったものにしたいというところの検討を重ねた結果、時間をいただいております。なお、この時期になりましたので、来る4月17日、本町において開催されます東京オリンピックの聖火リレー、こちらのほうをぜひ掲載したいと考えております。引き続き、皆様に好評をいただけるような町勢要覧を作成していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(美馬友子君) 国清議員。
- ○9番(国清一治君) 言いよることはわかるんやけんど、町勢要覧というものは繰り越してまでするようなものでないと思うんよな。ほなに難しい、データでな、大体は。ほなけん、途中で補正してしたんだったら、時間的な問題もあるけんど、先ほどの参事の説明では補正ではないということがあったんであえて言わせてもろうたんですけれども、何もかも、総合計画にしてもいろいろ計画全体がおくれとうと思います。この前も、熟尽でも地方創生の会、そのときもあったんやけんど、何もかもちょっとおくれとるなという感じがいたします。

ほれと、じんあいのところで僕も質問しようと思うてしとったんやけど、1番議員 さんが質問したんやけど、もう一つ聞きたいんは、粗大ごみがかなり無料化で、たし か補正したんかな。ほこらはふえたと思うんやけど、ほれはまだ1回残しとんやけん ど、どれぐらいの見込みになるか。当初と比べてどれぐらいふえたんか、ほれを町民 の方からも、あんだけ車が入っていけるんかという、はっきり言うてあるんですが、 ちょっとでももらわなんだら、町政でいけるんかというんがあるんで、今までは当初 予算が何ぼでどれぐらいの実績で、この3月8日にもあると思うけど、どれぐらい見 込まれての決算なのか、ちょっと聞きたいと思います。

- ○議長(美馬友子君) 中瀬住民課長。
- ○住民課長(中瀬弘晴君) 粗大ごみでございます。今年度においては補正はいたし

ておりません。平成30年度でございますが、5月の段階で無料化ということを実施をする予定にさせていただきました。それに基づいて、無料化ということで途中で補正をお願いしたところでございます。1回の費用でございますが約150万円から200万円の間でございます。今年度におきましては、450万円ほどの予算を計上いたしております。現在2回実施をしておりますので、今のところ予定の額にはおさまると思っておりますが、量については今手元にございませんので、正確な数字は後ほど資料でお渡ししたいと思っております。

○9番(国清一治君) はいはい。わかりました。

ほれと、先ほど社団法人の話の質問が大分続いたと。私は反対するほうではないんですけれども、1点だけ、私らも熟尽で全く発言してませんので、どうしても聞きたかったのは理事の問題なんですけれども、定款では理事が3人から5人に決められとると思うんやな。第何条やったんかいな。第21条かな。ほんで、いろいろな法人がNPOがあったり、福祉法人、学校法人、いろいろあるんやけんど、理事の定数ちゅうんは最低限の、今回3人なんですけれども、そういう組み方って適当なのかどうか。これは理事になった町長、どう感じとんかいな。

○議長(美馬友子君) 野上町長。

○町長(野上武典君) 私も、何人が適当なんかというようなところは、はっきり自分でも正解というような答えは出しにくいかなと。ただ、まず今は3人ということで、両町が社員になりますので、その代表の町長と、それと社団法人の代表を務めていただく方に理事を務めていただくと。よくこういった経営にたけた人というのも1人理事に含めようかというような意見もあったんですが、とりあえずこれで出発してみようと。その中で、3人から5人というふうになってますので、そこが必要であれば定数までまたふやしていくというようなことも考えられるんでないかと思います。ただ、余り血縁関係とかもいけないというような縛りもございますので、そのあたり条件に合うような人材がおりましたら、また社団法人の体制も考えていかなければならないかなと思っております。まず、当初はこの3人で協議をしながらやっていきたいというふうに思っております。

- ○議長(美馬友子君) 国清議員。
- ○9番(国清一治君) 私が思うんは、当初からある程度の陣容が要るというか、3

人から5人と違う、3人から8人。8人で、これは理事会ちゅうんが非常に重要な位置を占めとると思うんよな。この理事会の要綱を読みよったら、代表理事が議長になる、理事会では。ほんで、賛否を問うときに、過半数の理事が出席で会議が成り立って、過半数の賛否で決まっていく。議長が代表理事になるんで、1人の意見で決まっていくという、こういう解釈でええんかいな。担当課長に聞くんやけんど、こんな法人組織って成立せんと僕は思うんやけんど、最低限スタートから少なくとも5人ぐらいはしとかなんだら、1億2,000万円のお金を扱うときに、1人や2人の理事会を開いて、ほれで決めていくのはおかしいんでないんかいなと思う。担当のほうでどういう解釈をしとるか、ちょっと。

- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 重要な議決については3分の2以上の賛同,3人のうち2人という形にはなるかと思うんですけれども,当初申しました3人でスタートとしました。スタートは3名で考えておるんですけれども,今後職員側のそういった意見も取り込まないかんというようなことも多分出てこようかと思います。そういったところで,今後定款,人数をふやす変更も考えられると。変えていかんかというような話,協議も出ておりますので,とりあえずは3名でスタートしといて,必要に応じてこの辺は変えていかないかんなと考えております。
- ○議長(美馬友子君) 国清議員。
- ○9番(国清一治君) 私は適当でないと思ってますので、またこれは研究しといてください。例えば、NPOやったら15人の理事が15人以内になって、10人は確保するというような、ほれは当然だと思うんですけれども、2人で理事会を開くというのはちょっと不自然かなと思ってますので、また研究しといてください。一旦置きます。
- ○議長(美馬友子君) ほかにありませんか。

篰議員。

○8番(篰 公一君) 21ページなんで、1点だけちょっと確認したいんですが、21ページの勝浦病院の改築事業の基金の積立金がマイナス3,000万円になっとんですが、これは当初1億円ずつ5年間で5億円積み立てると言いよって、今年度は一応5,000万円にしたというような流れだったんですが、それをなおかつまた3,000万円マイナスということは、それはどういう理由なんですか。例えば、事業費自身がそれだ

け少なく見積もるのか、それとも財源が何かほかに手当てができたからこの積立金を 少なくするのか、どういう理由で3,000万円マイナスにしとんですか、積立金を。

- ○議長(美馬友子君) 岡本参事。
- ○参事兼総務防災課長(岡本重男君) これにつきましては、当初想定しておった金額よりも事業費のほうが確定して、財源のほうも確定してまいりましたので、今の実際に必要な事業費に合わせた積立金に合わせるということで、今回減額補正をしております。
- ○議長(美馬友子君) 篰議員。
- ○8番(篰 公一君) 事業費が確定して、これから建物を建てていくのに、そういう値上がりの要素もかなり今まではあって、逆にようけかかることを心配しとったんですよね。オリンピックのことがあるとか、いろいろ業者が少ないから割高になるんと違うかというようなことで、それでも事業費が少なく済むというような見通しは何ですか。
- ○議長(美馬友子君) 岡本参事。
- ○参事兼総務防災課長(岡本重男君) 済いません。確定という言い方で申し上げた んですが、今現段階での計画の事業費が、当初よりもこの基金をそれほど積み立てな くても事業は執行できるという見込みになりましたので、基金のほうを金額を下げて 積み立てるということにしております。
- ○議長(美馬友子君) 篰議員。
- ○8番(篰 公一君) そのとき、普通やったら基金を積み立てとくほうが余裕があると思うんで、いざ最終的に要らなんだらそれはそれで落としていったらええと思うんですが、逆に言うたら、うがった言い方をしたら、お金が足らんようになったという話ではないんでしょう。積み立てるお金がなくなったということではないんですね。
- ○議長(美馬友子君) 岡本参事。
- ○参事兼総務防災課長(岡本重男君) そういうことではございません。今,病院の 改築担当をしている課のほうから,事業費について一応現段階で算出したところ,当 初の積み立てよりも少なくても基金のほうは大丈夫ということで,役場内で検討した 結果になっております。

- ○8番(篰 公一君) はいはい。
- ○議長(美馬友子君) ほかにありませんか。補足します。

ほかにありませんか。議案第1号。これは詳細質疑を終わっていけますか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしという声があるので、それでは続いて議案第2号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。国民健康保険特別会計補正予算でございます。

篰議員。

- ○8番(篰 公一君) 1点だけ確認したいんですが、10ページの一番上にある高額療養費350万円が追加になっとんですが、説明のときにはたしか透析患者さんがふえたというようなことがあったんですが、実際私の周りでも最近透析を始めるという方が何人かおるんですね。今後、糖尿病との関係、今まで私はずっと透析のことを質問してきて、ふえるということが懸念されとったんですが、実際に何人ぐらい今現在透析患者がおって、ほのうちのどれぐらいの人が想定よりふえたかというようなことを答弁をお願いしたいんですが。
- ○議長(美馬友子君) 藤井税務課長。
- ○税務課長(藤井小百合君) 平成30年度末現在では1名の方でしたが、今年度中に2名の方が増加しておりまして、現在3名の方が被保険者の中で透析をされております。お一人の方にかかる1年間の高額療養費が大体150万円ですので、お二人で300万円と、あとそれ以外の方の分も含めまして今回350万円の増額ということになっております。

以上でございます。

- ○議長(美馬友子君) 篰議員。いいですか。ほかにありませんか。 相原議員。
- ○2番(相原喜久男君) ページ5の資料で、補正額で一番大きな保険給付費、数字が間違ってますんで、確認をお願いします。ページ5の上から2番目、2の歳出、これ数字が違うような感じなんですけど、差し引きが。4が1つ抜けとんと違うかな。4,000万円の「4」が抜けてるんじゃないですか。
- ○議長(美馬友子君) 保険給付費。

藤井税務課長。

- ○税務課長(藤井小百合君) 済いません。失礼しました。補正額のマイナスが前の 4が抜けております。4,494万円です。失礼しました。
- ○2番(相原喜久男君) また,差しかえをお願いします。
- ○議長(美馬友子君) ほかにありませんか。 小休します。

午後3時22分 休憩午後3時23分 再開

- ○議長(美馬友子君) 再開します。藤井税務課長。
- 〇税務課長(藤井小百合君) 訂正をお願いいたします。 5 ページの 2 の保険給付の補正額を, $\triangle$ で4,494万円に訂正をお願いいたします。
- ○議長(美馬友子君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ないという声がありますので、続いて議案第3号について質 疑のある議員はご発言をお願いいたします。勝浦町簡易水道事業特別会計補正予算で ございます。

国清議員。

- ○9番(国清一治君) 1点だけ。8ページの一般管理費のところで、山田地区の策定業務が大きな減額、これは実績見込みと言われたんやけんど、当初にあってこんな大きな差が出るんはどうしてかいなと思うんだけど。見積もりが大きかったんかいな。
- ○議長(美馬友子君) 松本上下水道課長。
- ○上下水道課長(松本博文君) 山田地区未普及地域解消基本計画策定業務の減額の 理由でございますが、発注実績による減額でございます。
- ○9番(国清一治君) いや、ほれは聞いたんやけどな。当初何ぼであって、500万円も置いてきとうけん。
- ○議長(美馬友子君) 松本上下水道課長。
- ○上下水道課長(松本博文君) 当初の予算ですが、1,104万4,000円でございまし

た。それが……。

- ○9番(国清一治君) 半分になったんやな、ほんなら。
- ○上下水道課長(松本博文君) はい。その理由についてですが、発注実績によるものと、それと設計時において、現場条件によって精査した結果が設計金額が下がったということになります。給水面積であるとか給水人口、給水水量を精査した結果ということでございます。
- ○9番(国清一治君) はい、わかりました。
- ○議長(美馬友子君) ほかにありますか。相原議員。
- ○2番(相原喜久男君) ついでに、8ページの簡易水道費、款1の項に、棚野が300万円の補正、中山横瀬で150万円補正ということで、これの内容はわかりますか。できなかったのか、コストダウンしたのかというような観点でお願いします。
- ○議長(美馬友子君) 松本上下水道課長。
- ○上下水道課長(松本博文君) 棚野久国地区の建設費の減額についてでございますが、まず12節の4手数料でございますが、これは当初配水池の用地買収に係る不動産鑑定調査を予定をいたしておりましたが、企業地の隣接地で県営事業の売買があったために、用地買収単価をそのまま使わせていただいて、土地所有者の方と交渉いたしまして、その価格で契約を回させていただきました。次の13委託料についてでございますが、これも発注実績による減額でございます。それと、17の公有財産購入費でございます。当初、町のほうで配水池を計画していましたところというのが、土地所有者の方とうまく話ができなかったということで、当初考えていました買収面積が大幅に下がったということで、新しく買収をしたところというのが、現在3つあるうちの1つの配水池である場所に追加で用地を買収していただいて用地を確保したために、これだけの107万7、000円という減額が発生しております。

続いて、中山横瀬地区建設費の152万9,000円の減額でございますが、これも発注実績によります減額でございます。

以上です。

○議長(美馬友子君) 相原議員,いけますか。 ほかにありませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ないようですので、続いて議案第4号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。介護保険特別会計補正予算です。

ほな、私から1つ、よろしいですか。

8ページです。介護サービス等の5,784万9,000円の補正額のうちの342の居宅介護 サービス給付費がすごくふえとんですが、追加してるんですが、それは在宅がふえた と考えていいんですか。中身的にどういうものか教えていただけたらと思います。

木村福祉課長。

- ○福祉課長(木村美枝君) 居宅介護サービスがふえているということなんですけれ ども、在宅のほうで生活をしながらサービスを受けるという方もふえております。と いうことですか。ちょっと正確なことは後日でよろしいですか。
- ○議長(美馬友子君) 3,000万円もふえとんで中身を,これから次年度に向けても う一回,変な予算と思うんでよろしくお願いします。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第5号について質疑のある議員はご発言をお願いします。勝浦町後期高齢者医療特別会計補正予算です。ありませんか。

木村福祉課長。さきに戻りますか。後期高齢者のところ。

○福祉課長(木村美枝君) 居宅介護の分で。いいですか。

済いません、今同期をさせていただいております居宅介護のほうのサービスのところを見ていただいたら。出てますか。出てない。済いません。そしたら、41の補正予算資料5のところ、介護保険の福祉課のところで5ページ、先ほどの表のところをお開きいただけたらと思います。

そちらのほうの居宅介護というところで、短期入所生活介護のところがふえている と思うんですけれども、こちらは勝浦町の方が高齢になりまして、在宅のほうで生活 をしながら、ショートステイのほうを使われて生活をされているという方が物すごく ふえているというところでございます。

以上です。

○議長(美馬友子君) 関連で1つだけ聞いていいですか。

ショートステイは間に合っとんですか、数は。ごめんな、介護のところに戻っとんやけど。

木村福祉課長。

- ○福祉課長(木村美枝君) 今のところ調整をつけながら、どうしても困って使えないという状態ではございません。
- ○議長(美馬友子君) わかりました。

それでは、議案第5号の続いて後期高齢者特別会計の中で、皆さん質疑はありませんか。後期高齢に戻ってください。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ないということですので、続いて議案第6号について質疑の ある議員はご発言をお願いします。勝浦病院事業特別会計補正予算でございます。質 疑はありませんか。

仙才議員。

- ○4番(仙才 守君) さっき説明があったかもわからんのですけど、医業収益が大 分減っているという理由はさっき説明してくれたんかいな、7,800万円程度。
- ○議長(美馬友子君) 笠木病院事務局長。
- ○勝浦病院事務局長(笠木義弘君) 先ほどの説明では、実績によるというふうな説明でございます。残念ながら、これは毎年なんですけれども、予算に関しては目標をある程度高く立てさせていただいております。実績に応じて入出とも減額している現状があります。本年に関しましても、全てにおいて減額補正ということで申しわけないなと思っとんですけれども、収入につきましては対昨年度比でしますと、実績としては回復傾向ということだけお示しさせていただいて、ただ予算だけの収入に関しましては減額補正ということでございます。

以上でございます。

○議長(美馬友子君) 仙才議員。いいですか。 ほかにありませんか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 以上で詳細質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定 いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが,これにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ご異議なしと認めます。

それでは,これより総括質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

ほんま。ほんまかいな。

松田議員。

○7番(松田貴志君) 議案第1号,令和元年度勝浦町一般会計補正予算(第9号) について質疑をいたします。

先ほど第一読会でもるる質問をいたしましたが、改めて確認のために、地籍調査事業に係る新社団法人の設立に伴う出資金等の予算についての質疑を行います。何点か質問、先ほどと重なるかもしれませんけれども確認をさせていただきたいと思います。

先ほどの質問の中で、地籍調査事業を勝浦町が出資した新社団法人を設立する必要性についていろいろと質問をさせてもらいましたが、その質問の中でもやはり私自身納得できる答弁がございませんでした。その中で、特にこの2項委託に関して、従来の説明では、現在町内の地籍調査事業を受託している業者では、さまざまな面において担うことができない旨の説明でしたが、きょうも同じような説明ではあったと思いますが、そこの根拠をしっかりと先ほど説明をいただいたようには思えないんです。その業者等にしっかりと聞き取りをしたわけでもなく、町としてどのような方策を持って主体的にこの事業を進めようと考えておられるのか、その点についての希薄さを私自身感じざるを得ません。その点に関して、あえて2項委託が現状の業者にでもかなうのであれば、一般社団法人の設立をする必要がないのかなと思います。この点に

ついてもう一度お聞かせいただきたいと思います。

先ほど、第一読会の質疑でありました。一般社団法人を上勝とともに出資することにより、県に対して今まで以上の要望をしていくとは申されておりましたが、そこの事業量の確保については、今年度の地籍調査業務と同じように確約できるものではないと思います。そこは一般社団法人であろうがなかろうが、町の推進体制ができればしっかりとした要望活動ができるのであって、一般社団法人ありきの要望活動ではないと私は感じるんです。その点についてもう一度、上勝とともにこの事業を進めることによって、現在上勝と勝浦で実施している予算規模の地籍調査が勝浦町で確保できる確証があるのかどうか。さらには、上勝町が終了した時点で、現在上勝町が行っている事業規模の、さらに言えばさらなる上乗せができる形での予算が確保できる確証があるのかどうか。ここは社団法人で雇用した従業員の身分にもかかわることですので、この点についてはしっかりとした答弁を聞かせていただきたいと思います。

最後に、地籍調査業務の随意契約において、地方自治法の第167条第2項の部分の第2号を適用されようとしておりますが、たとえ公益性があるという理由でここに適用させようと考えておられるとは思いますが、実際のところ会計検査院等が、今回のこの契約において公益性をどのように考えるかとなったときに、先ほど第一読会で説明していただいた部分にその公益性を認められるような説得力がなかったんでないのかなと私自身感じましたので、もう一度公益性についての部分の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(美馬友子君) どなた。

河野農業振興課長。

○農業振興課長(河野稔彦君) まず、1点目の2項委託についての考え方でありますけれども、議員がおっしゃるところは、民間事業者であってもその辺は対応できるのでないかという主張でございます。当然、まだ件数的には今県下的にも少ない状況であり、細かいところを確認できてないというところはあるんですけれども、2項委託にかかわらず、全体的に非営利的な社団法人で考えておりますのは、契約そのものを随意契約で行いまして、2項委託はプラスアルファ的に今後進めていって、職員の負担の軽減につながればというふうに考えております。基本的には、2項委託を含め

なくても、従来どおりの範囲であれば随意契約で進めていくと。なおかつ、新しくできました社団法人におきましては、信頼性も含めて2項委託まで今後進めていきたいなというふうに考えております。

それから、予算の将来的な確保の件で問われておりましたけれども、確証があるのかというところでありますが、今地籍全体の流れとしましては、担当者のほうからも聞いておるんですが、どんどん国のほうとしても全面的に前に向いて進めていきたいと。ということは、予算づけにおきましてもどんどんつけてくれやすいという状況であるかと思っております。ただ、勝浦町は今後ふやせていけるかどうか、そのあたりは県への今後の働きかけといいますか、勝浦郡内、上勝が今事業量的には規模は大きいんですけれども、今後上勝が縮小するというふうなぐあいになってきたら、勝浦の郡内で何とか一定の規模以上の予算を確保できないかという県への働きかけは必要になってくるかと思います。今おっしゃられた確証があるのかというのは、今後の努力次第といいますか、そういった方向性になるのかなと思っております。

それから、随意契約についての第167条の2の第2号の適用というところでありますが、あくまで考えておりますのは公益社団法人、特に非営利的な法人で進めるというふうにしておりますので、町のマニュアルといいますか、そういったところも今整備をしてますので、契約の相手方が公益性を有すると。全くしろと言われれば、その辺は県、国の判断になってくるかと思うんですけれども、そういった形で公益性を持っての契約で進めていくということで、問題はなかろうかと考えております。

以上でございます。

- ○議長(美馬友子君) 松田議員。
- ○7番(松田貴志君) まず、2項委託について答弁をいただきました。

確認はできていない、さらには新しい社団法人については、その2項委託を取り入れなくともある程度のメリットは享受できるという形の答弁だったと思います。けど、私が聞きたいのは、そもそもこの一般社団法人が必要だったかという部分をずっと問うてるのであって、2項委託が一般の測量会社全般にわたって入札参加資格があるのであれば、わざわざこの一般社団法人をリスクを持ってまで立ち上げる必要がなかったんじゃないかという趣旨で質問をしてるんです。なんで、2項委託の部分がはっきりしなければ、私はこれは入れると思うんですよ。後になって入れるという説明

はないと思うし、入れとったという質問もないと思うし、ここはしっかりと確認をし てもらう必要があるのではないかなと私は思います。この点についてもう一度答弁を いただきたいのと、仕事量の確保についてなんですけれども、今国は第7次、令和元 年までは第6次の国土調査事業10カ年計画というのを立ててまして、改めて第7次と いうことで令和2年から新たな計画を進める予定でいると思うんですけれども、以前 と比べて調査量、予算量がふえるという部分は出てきませんし、逆に箇所づけの部分 でもし災害が起こったときに、少しでも地籍調査をすることによって災害復旧工事が スムーズに進むような、そういった重点的な計画を立てる旨の一文も載っていたりし ますので、先ほどの課長の答弁のふえるであろう旨の考えは少し軽いのではないかな と私は思っております。その点について、少なくても現状10人以上の雇用をするとい うことでございます。さらには,民間事業者というのは目の前の業務を,仮になくて も何かしら多角的に経営することによって維持していくんですよね。しかしながら、 今回の一般社団法人というのは、基本地籍調査業務のみ、場合によれば余裕が出てく ればそのほかの部分にも進出するとの話もありましたが、けどそこはそこでまた問題 が発生してきますよね。一般の工事の測量業務等に入っていった場合は、またそれは それで民業圧迫になると思いますし、そこらあたりを考えれば、一般社団法人として この部分は町がかかわるべき案件ではないと私は思います。

今の部分で多分答弁はないと思いますので、これは私の思いだけをここで伝えておきたいと思いますが、次の随意契約の点についてです。公益性の部分をいろいろと定款等にも載せておられますけれども、実際この説明を聞くに当たって、実際どの部分が公益性なんかなと思うんですよね。2項委託に関しても、一般事業者ができると。さらには、3カ年にわたった事業の中でも、第6項ないし第2項、第2項は無理かな。第6項の随意契約によって、途切れることなく地元住民にも迷惑をかけることなく作業ができるという部分が、ある程度わかっている、私自身はわかってるんですけど、そこらあたりが理事者のほうが確認できていない段階で、公益性という部分を標榜するのは少し厳しいんじゃないかと私は思いますが、この点についてもし答えられる部分があるならば答えていただきたいと思います。

以上かな。それで、答弁をお願いします。

○議長(美馬友子君) 山田副町長。

○副町長(山田 徹君) まず、随意契約の部分の点でございます。

まず、一般社団法人で地籍調査を行う部分でございます。県内に1業者さんができ ている部分,実際に受けられている業者さんがあるということでございます。ただ, 大きな流れといたしましては、まず法改正がされた時点で一般社団法人をつくって、 各地域において調査協会とかというふうなことで社団法人を立ち上げて行っている地 域がそれなりにございます。なぜ、そこらはそういうふうなことをやっているかとい いますと、基本的には公正な運営と永続的な信用力を保持し、健全な団体で地籍調査 をやっていこうというふうなことでございます。先ほど町長のほうからも若干ありま したけれども、そういうふうなところは業界のいろいろな会社が集まりまして、どち らかというと地籍調査協会というふうな社団法人をつくって、途切れることなく同じ ような手法において各地域に入っていって、例えば隣の地域で土地を別の地域へ2カ 所へ持っていった場合に、そういうふうなことがあった場合にやり方が変わってくる と非常に戸惑うと、そういうふうなことがあると思います。そういうふうなことの面 で、公益性がある団体が信用力を保持して、健全に永続的に信用力を保持するという ことを考えますと、勝浦郡の中でそういうふうな組織を持ってやっていくのは公益的 なメリットはあるのでないかというふうには思います。ただ、その前提といたしまし て、上勝町で既にそういうふうな技術、あるいは信用力を持って運営をされてきたと いうふうな、せっかく勝浦郡内でそういうふうな技術的ノウハウ、運営のノウハウ、 そういうふうな持ったものを町内、郡内でできるというふうな可能性があるものをあ えて町外に出してしまって、そのノウハウを捨ててしまう必要はないんでないんかな というふうな部分で、勝浦郡内にそれのノウハウを持った新しい企業が将来的にはで きる可能性があるような部分はあるんではないかなと思います。そういうふうな意味 では、ずっと何十年も何百年も一般社団法人でやる必要もないし、人材が育っていっ た中ではそちらのほうに委譲するというふうなことも考えていく必要はあるんでない かなと、そういうふうなことで、企業の立地的な部分も担われるし、郡内で養われた 地籍調査のノウハウを、今は上勝町で培われたノウハウかもしれませんけれども、勝 浦町内から実際に帰る方もおりまして、そのノウハウを勝浦郡内で生かせるんであれ ば、そういうふうな団体をつくってでも次につなげていけるように、地域産業の振興 という意味でも公益性はあるんでないかなというふうには考えております。

それと、随意契約の件でございますけども、基本的には公益的な事業ということだけではなくて、町の施策を達成するために公共的団体を契約の相手方にするというふうな意味合いで、第2号で随意契約をするというふうな考え方に基づいているものでございます。それと、第6号で続ける前期工程、後期工程、こちらのほうを同じ業者にするということはできるかもわかりませんけれども、それ以降また前期工程、後期工程が分かれていった場合に、同じ業者になるという保証はございません。そういうふうな意味も考えますと、公益的な目的の意味というのは、先ほど申し上げたものとプラスすると、私どもといたしましてはそれなりの効果があると考えております。

それと、あえて言うのであれば、ずっとそういうふうなことを続けるという意味ではなく、産業を育成すれば、当然そこが民間が町内の方にやっていただけるのであれば、そういうふうな方向に進んでいくことは十分あるし、町としてもそういうふうなことを望んでいるところは議員と同じであろうと思っております。

以上でございます。

○議長(美馬友子君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしということで認めます。次に、議案第2号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。 次に、議案第3号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

討論の前にいいですか。ちょっと小休させてください。

午後4時07分 休憩

午後4時10分 再開

○議長(美馬友子君) 再開いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号の討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議あり。

済いません, 小休。

午後4時11分 休憩

午後4時11分 再開

○議長(美馬友子君) 再開いたします。

討論の発言がありましたので、これより討論を行います。

松田議員。

○7番(松田貴志君) 議案第1号,令和元年度勝浦町一般会計補正予算(第9号)

について反対の立場で討論をいたします。

予算案全体への反対ということではございませんが、先ほど来議論してまいりました部分のみについての反対ではありますが、本来ならば事前に修正動議等を用意しておくべきだったと思います。そちらのほうがすっきりしていたのかと思いますが、私自身きょうの答弁を聞いてからという思いもありましたので、改めてではありますけれども、反対の立場で討論をさせていただきます。

第一読会、第二読会と、私自身民間に立場を置く者として、いつも行政が民間のテ リトリーにどういった形で入ってくるべきなのか、また民間に対してどのようなサポ ートをすべきなのか、日ごろいつも考えています。そういった中で、今回提案された この予算案の中に一般社団法人、非営利とはいえ一般社団法人を町が出資をして行 う、その業務内容においては現在民間業者で足り得る部分にまさに行政が踏み入ろう としている、私はこう言わざるを得ない状況なのかなと思ってます。先ほど来の答弁 の中にも、実際副町長の答弁の中には確かに納得できる部分も一部ありましたが、し かし比較してみると、もちろん公益性も一部認められることもありますが、やはり民 間事業者がしっかりと競争原理の中で、さらには指名競争入札、また一般競争入札を して、技術を競いながらそれぞれを切磋琢磨しながら行っていく事業の内容であるの かなと私は思っております。特に、議員の皆さんが心配されている部分というんは、 1年ごとに業者がころころかわるのはぐあいが悪いという部分は, 前々から言われて おりました。その点については、先ほど来質疑のところではっきりとしましたが、1 年目はもちろんのこと競争入札をしますが、2年目、3年目の部分については随意契 約をすることも可能であるという部分は理事者のほうからも答弁がありました。ま た、さらに心配されておったのは、職員がこれだけ削減されてきた中で職員の負担が ふえている、さらには今ある現有勢力ではなかなか今以上の予算規模がこなせない。 ここらあたりを解決するために、2項委託の部分で理事者から熟尽会議において提案 がありましたが、私がいろいろと聞き取りをするところによると、この2項委託につ きましても、現状の発注方式の中に、勝浦町としてこの2項委託として発注すること によって、現在入札に参加されている業者もそこへ参入できるという部分を私自身確 信しておりますし、この分の私の理解をまとめれば、わざわざ6,000万円をかけて出 資して,勝浦町として今すべきことなのかという部分については,やはり納得いく部 分がありません。

今回の質疑の最初から最後まで、私は他町村の話は一切しておりません。勝浦町としてどういった経緯を持って今回の予算案、また事業の計画を立ててきたか、先ほどの説明はどう考えても納得できる説明もしてませんし、業者に対しても根回しもしっかりできてません。さらには、研究もできているとは言いがたい内容であったと思います。この点を踏まえましても、今回の議案第1号の部分、一部の否定にはなりますけれども、この予算を通すことは今後住民に対しての説明は私自身厳しいのかなと。何を言われるかわからんなという心配をしよりますので、できれば私のこの考えに賛同していただいて、今回一度この予算を否決することによって、会期も十分とっております、再提出もできると思いますので、そこらあたりも期間の設定も踏まえながら、理事者のほうにも混乱がない形でできるのかなと私自身思っておりますので、賛同いただきますようお願いを申しまして、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

- ○議長(美馬友子君) 賛成討論はありませんか。井出議員。
- ○10番(井出美智子君) 予算案に賛成の立場で討論をしたいと思います。

私は、何回も地籍調査を早く勝浦町全体を終わらせてほしいという一般質問なり繰り返しやってまいりました。今棚野地区、中山地区が終わって、生名と坂本をやられている状態です。それでは、今のまま社団法人を立ち上げても30年かかるということは、私的にはまだまだ甘いと思っております。先ほどのこの問題の討論の中で町長は、30年でなくもっと前向きにこの地籍調査に取り組むために社団法人を立ち上げるという答弁もしっかりいただいております。町の理事者の思いをしっかり受けとめて、一日も早く地籍調査を終わらせてもらいたい。そのための体制をとるという理事者の答弁をしっかりと期待して賛成して、みんなで4月から新体制で、予算も令和2年度はもっともっととっていただいて、未地区だけでなく手を挙げたところは早急に地籍調査に取り組む体制をとっていただきたいと思います。

それともう一点は、今までお世話になった民間業者としっかり連携をして、なおかつ社団法人を立ち上げて、地籍調査のさらなるスピードアップを図っていただくためにも、この予算案にしっかりと賛成をして取り組んでいただきたいと思います。

以上です。賛成にご協力ください。

○議長(美馬友子君) ほかに討論はありませんか。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ないようですので、採決に進めてよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、令和元年 度勝浦町一般会計補正予算(第9号)について原案のとおり可決いたしました。

それでは次に、議案第2号から議案第6号までの5件を一括して討論と採決を行う ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ご異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決 定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第2号から議案第6号、令和元年度勝浦町病院事業特別会計補正予算(第2号)についてまで5件は原案のとおり可決いたしました。

議事の都合により、休憩といたします。

午後 4 時22分 休憩 午後 4 時22分 再開

○議長(美馬友子君) 再開いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(美馬友子君) 日程第10,議案第7号,職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第20,議案第17号,勝浦町道路線の認定についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明をお願いいたします。

野上町長。

○町長(野上武典君) 議案第7号から議案第17号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第7号は、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。改正内容は、会計年度任用職員が行う服務の宣誓方法に関し、別段の定めを可能にするため、規定の改正を行うものであります。

議案第8号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。改正内容は、新たな職として看護師長を補佐する副看護師長の職を設置するため、規定の改正を行うものであります。

議案第9号は、勝浦町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてでございます。改正内容は、勝浦病院改築に係る用地取得に伴い基金の処分を行うため、規定の 改正を行うものであります。

議案第10号は、勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例についてでございます。 改正内容は、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その違反内容 等を公表する制度を実施するため、規定の改正を行うものであります。

議案第11号は、勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。改正内容は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減措置基準について規定の改正を行うものであります。

議案第12号は、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。改正内容は、農業委員会委員及

び農業委員会農地利用最適化推進委員の報酬額を増額するため、規定の改正を行うものであります。

議案第13号は、勝浦町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。この 条例は、林業振興に資する事業の財源として、令和元年度から譲与されている森林環 境譲与税を計画的かつ有効的に活用するため、基金条例を制定するものであります。

議案第14号は、勝浦町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてでございます。改正内容は、中角水道組合の解散に伴い、従来の中角地区の給水区域を川北地区へ編入するため、規定の改正を行うものであります。

議案第15号は、勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する条例についてでございます。改正内容は、黄檗地区及び生名地区の水道料金を令和2年度から、また中角横瀬地区及び川北地区中角区域の水道料金を令和2年度から令和4年度にかけ段階的に改定するため、規定の改正を行うものであります。

議案第16号は、勝浦町過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございます。これは、過疎地域自立促進事業を推進するに当たり、計画の一部を変更するものであります。

議案第17号は、勝浦町道路線の認定についてでございます。このたび勝浦町の町道 として新規2路線追加、1路線を認定するものであります。

以上,詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をいたさせますので,ご審議 いただきご決議賜りますようお願い申し上げまして,提案理由の説明とさせていただ きます。

○議長(美馬友子君) 町長の説明が終了いたしました。

続いて、詳細説明を求めます。

まず、議案第7号から議案第10号について、岡本参事から説明を求めます。岡本参事。

○参事兼総務防災課長(岡本重男君) それでは、タブレットのほうの議案資料の総 01からを見ていただいて、説明をさせていただきます。

これは、ここに書いてありますように、先ほど町長も提案しました会計年度任用職員が行う服務の宣誓方法について、別段の定めを可能とする規定ということで、変更前が右側、変更後が左側になっておりまして、アンダーラインを引っ張ってある部分

が改正の部分となっております。第2条の第2項としまして、地方公務員法第22条の 2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわ らず、任命権者は別段の定めをすることができるということで、令和2年4月1日か ら施行ということで、議案を提出させてもらっております。

続きまして、職員の給与に関する条例でございます。こちらは、先ほど提案理由に ありましたように、看護師長を補佐する副看護師長の職を新たに設置するということ で、左側が改正後、右側が改正前で、5級のところにアンダーラインで副看護師長と いう職が追加されて改正をされております。

続きまして、それから勝浦町土地開発基金条例でございます。勝浦病院改築に係る 用地取得に伴い、基金の処分に関する規定を設けるということで、改正後が左側、改 正前が右側ということで、アンダーラインの部分を改正しております。改正前は積み 立てをすることができるのみでしたが、積み立てをし、または基金の処分をすること ができると第2条第2項に改正をしております。また、第3項で、アンダーラインの 部分で、前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加 するものとするのところに、または処分が行われたときは基金の額は積立額相当額増加 加し、または処分額相当額減少するものとするということで、減少の部分を追記させ ていただいております。

続きまして、勝浦町火災予防条例でございます。こちらのほうが、一番最後のところに改正理由のほうが載っておりまして、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、法令違反内容等を公表する制度を令和2年4月1日から実施することに伴う改正及び字句の修正等の所要でございまして、改正が多いんですが、アンダーラインを引っ張ってある左側の部分が改正後のものとなっております。それで、第7条の3からずっとアンダーラインの部分が記載されておりまして、第15条、それからずっと設置の免除の部分で、第28条の5からアンダーラインをずっと、こういう施設設備についての重大な違反というところを第41条の4のところ、これが5分の4ページでございますが、ちょっと長いんで第2項のところを読みますと、消防長は前項の公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとするということで、こういう形で町のほうが公表の手続をしまして、公表していくというような形の改正をするものでございます。以下、アンダーラインのところが字句の訂

正とありますが、違反があった場合は公表していくという改正になっております。 以上で総務防災課の詳細説明を終了します。

○議長(美馬友子君) 次に,議案第11号について,藤井税務課長から説明を求めます。

藤井税務課長。

○税務課長(藤井小百合君) 議案第11号,勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令による改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものでございます。第2条第2項では、保険税医療分について課税限度額を現在の61万円から63万円に、第2条第4項では、介護分について課税限度額を16万円から17万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に,第21条では,5割減額対象となる世帯軽減判定所得を28万円から28万5,000円に,2割減額対象となる世帯軽減判定所得を51万円から52万円にそれぞれ引き上げるものでございます。令和2年4月1日からの施行となっております。

以上でございます。

○議長(美馬友子君) 次に、議案第12号及び議案第13号について、河野農業振興課 長から説明を求めます。

河野農業振興課長。

○農業振興課長(河野稔彦君) 議案の原文で説明をさせていただきます。

議案第12号,地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

改正内容は、農業委員会農地利用最適化推進委員の報酬を、農業委員会委員と同額の年額13万5,000円に改め、加えて農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の活動実績に応じて、予算の範囲内で規則で定める報酬額を加算することができるとするものでございます。適用は公布の日から施行し、令和2年7月以降に任命又は委嘱された農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬から適用することといたしております。

改正の理由でございますけれども、両委員の業務内容の平準化と業務量の増加に伴う報酬額の増額でございます。現在の農地利用最適化推進委員は、当初は総会への出席義務はないため、農業委員より報酬を少なく設定してきた経緯がございます。しかしながら、両委員は農業委員会業務を協力し、遂行しており、業務の内容に違いはないため、県下の情勢も考慮した上で、農業委員の報酬と同額に改正を行う必要があると判断されることから、改正に至ったものでございます。また、農業委員会は、令和2年度から本格的に実施する人・農地プランの実質化に向けた集落座談会など地域での話し合いの調整が求められておりまして、今後一層役割がふえていくため、その活動実績に応じて予算の範囲内で町長が別に定める額を加算できることと追加をいたしております。ちなみに、その加算額は時間当たりの単価で設定をさせていただいております。

以上、こちらの報酬につきましての改正は以上でございます。

続きまして、議案第13号、勝浦町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございます。こちらの詳細説明をさせていただきます。

新たな条例の制定でございます。制定の理由といたしまして、令和元年度から森林環境譲与税が譲与されています。その用途は、森林の間伐や林業の人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされております。よって、長期的な使途計画を策定し、有効に活用するため、これを基金として一旦積み立てるため、本条例を制定するものでございます。

まず、第1条に設置、それから第2条に基金の積み立てで、その原資は森林環境譲 与税をもって充てることとし、積立額は一般会計歳入歳出予算で定めることとしてお ります。

以下、第3条以下については割愛をさせていただきます。

なお、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長(美馬友子君) 次に、議案第14号及び議案第15号について、松本上下水道課 長から説明を求めます。

松本上下水道課長。

○上下水道課長(松本博文君) 議案第14号,勝浦町簡易水道設置条例の一部を改正

する条例について説明させていただきます。資料の新旧対照表をごらんください。

中角地区の水道施設の老朽化に係る更新計画に伴い、令和元年度に川北地区からの 配水に切りかえ、施設を統合することから、新旧対照表のとおり中角地区を削除し、 川北地区の給水区域に中角区域を新設するものでございます。

続いて、議案第15号です。議案第15号、勝浦町簡易水道管理条例の一部を改正する 条例について説明をさせていただきます。

最後、附則のとおり、第1条から第3条により、年度ごとに水道料金を改正いたします。

新旧対照表をごらんください。第1条では、令和2年4月1日からの改正といたしまして、別表第1、黄檗地区の年間料金としていたものを、1カ月当たりの料金といたします。

別表第4,中山横瀬地区,これは令和2年度からの完全町営化移行により,川北地区水道料金に令和2年度から3カ年をかけて段階的に移行する1年目の改正となります。

別表第6,生名地区,これは1カ月の水道使用量が10立方メートル以下の世帯や,70立方メートルを超える世帯の水道料金を軽減し,水道使用量が11から69立方メートルの世帯を増額し,全体として水道料金収入が増額する水道料金と改正をいたします。

別表第7,中角地区,これは川北地区への統合による施設廃止のため,別表第7,中角地区を削除し,別表第7に西岡地区を,別表第8に沼江掛谷地区掛谷区域を,別表第9に沼江掛谷地区沼江区域を,別表第10に星谷地区を,別表第11に川北地区水道料金に移行を終えた黒岩区域,並松区域を追加し,川北地区今山区域,黒岩区域,並松区域といたします。また,別表12に,川北地区中角区域とし,こちらも完全町営化移行により,川北地区水道料金に令和2年度から3カ年をかけて段階的に移行する1年目の改正となります。

第2条では、令和3年4月1日から川北地区水道料金移行2年目となります中山横瀬地区及び川北地区中角区域を、別表4及び別表12のとおり水道料金を改正いたします。

第3条では、令和4年4月1日から中山横瀬地区及び中角区域が川北地区水道料金

と同額となるため、別表第4、中山横瀬地区へ、また別表第12、川北地区中角区域を削除し、別表第11、川北地区今山区域、黒岩区域、中角区域の各区域を削除し、川北地区として中角区域を含んだ改正を行います。失礼いたしました。先ほど別表第11は川北地区今山区域、黒岩区域、並松区域でございます。訂正をいたします。各区域を削除し川北地区とし、中角区域を含んだ改正を行います。本改正については、水道組合との協議による同意のもとに上程をいたしております。よろしくお願いいたします。

○議長(美馬友子君) 次に、議案第16号について石木企画交流課長から説明を求めます。

石木企画交流課長。

○企画交流課長(石木正昭君) それでは、議案第16号勝浦町過疎地域自立促進計画の一部変更について詳細説明をさせていただきます。

過疎対策事業推進のために,このたび勝浦町過疎地域自立促進計画の一部を変更することとさせていただきます。今回の変更点は3点でございます。

まず、1点目ですが、お手元のタブレットのほうは開いていただいてると思いますが、過疎地域自立促進特別事業の欄に、一般社団法人かつうら国土と未来振興協会 (仮称)設立事業、実施主体、勝浦町を追加するものです。

変更点の2点目は、林道の中に記載されています林道棚野立川相生線について、実 測の結果、延長を3,310メールから3,295メートルに、幅員を4メートルから4から7 メートルに変更するものです。

変更点の3点目でございますが、改元に伴います元号記載の変更でございます。計画期間につきまして、「平成28年度から32年度」を「平成28年度から令和2年度」に、また同じく計画期間でございますが、「計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年とする」を、「計画期間は平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5カ年とする」という文言に変更するものでございます。

以上で議案第16号,勝浦町過疎地域自立促進計画の一部変更についての詳細説明と させていただきます。ご審議いただき,ご決議賜りますようよろしくお願いいたしま す。

○議長(美馬友子君) 次に、議案第17号について海川建設課長から説明を求めま

す。

海川建設課長。

○建設課長(海川好史君) 議案第17号,勝浦町道路線の認定についてでございます。道路法第8条の規定に基づき,次の道路を町道に認定をいたします。

まず、新規認定が2路線ございます。1路線目でございますが、路線番号340、勝中通学支線、起点におきましては勝浦町大字棚野字野神元6番6、終点につきましては同じく勝浦町大字棚野字野神元2番1です。延長につきましては54メートルです。幅員については3メートルから4メートルという新規認定が1路線、続きまして路線番号341号です。路線名が沼江中傍示川端支線、起点につきましては勝浦町大字沼江字中傍示93番、終点につきましては勝浦町大字沼江字中傍示99番です。延長につきましては32メートル、幅員については4メートルから5メートル、同じく新規認定でございます。最後になりますが、路線番号310号、路線名、沼江中傍示川端線でございます。最底については勝浦町大字沼江字中傍示109番、終点につきましては勝浦町大字沼江中傍示107番、延長につきましては158メートルです。幅員については4から7メートルということで、この路線については追加の認定を提案をいたしております。以上でございます。

○議長(美馬友子君) 以上で詳細説明は終わりました。 ここで一旦小休いたします。

> 午後 4 時53分 休憩 午後 4 時55分 再開

○議長(美馬友子君) それでは、再開いたします。

時間延長のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより議案第7号から議案第17号までの詳細質疑を行います。

まず、議案第7号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第8号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。職員の 給与に関する条例の一部改正でございます。質疑はありませんか。

私だけ。では,私から。

副看護師長が任命されると思うんですけど、まだ管理者研修も受けてないような状況下にあると思います。地域連携室を発足したときに、担当ナースが主任業務のリーダー業務を支援するという職務の中にも手を挙げてあったと思うんですけど、その件に関してはどんなふうになりますか。どっちからでも。

笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長(笠木義弘君) わかる範囲での答弁になるかと思いますけれども、まず副看護師長職ですけれども、今想定しておりますのは次期看護師長としての立場を明確にするということ、それから今主任看護師、またそれ以下の看護師の中で、ファーストレベルの研修を受けてる看護師がいないということ、それも含めまして研修を十分に受ける立場を明確にするということもあろうかと思います。それで、今議長からもおっしゃっていただきましたように、ベテラン看護師さんで地域連携室の副室長をお願いしている方がございます。そちらについては、看護師の教育に関してもお願いしているところでございますので、その辺の職務については明確にしまして、看護師の教育についてお願いしていこうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(美馬友子君) セカンドレベルまで起きているナースですので、よろしくお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第9号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。土地開発基金条例です。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第10号について質疑のある議員はご発言をお願いします。火災予防条例です。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第11号について質疑のある議員はご発言をお願いします。国民健康保険税条例の一部改正です。

篰議員。

○8番(篰 公一君) これは上限額を上へ上げるということなんですが、61万円か

ら63万円まで上げる対象者というのは何人ぐらいおるのかと、これは減免って下げよる人もおるんやね。トータルでどのぐらい、大ざっぱに保険税としてプラスになるんかマイナスになるんか、そこだけお願いします。

- ○議長(美馬友子君) 藤井税務課長。
- ○税務課長(藤井小百合君) 今回の医療分で61万円から63万円に上がる世帯が4世帯ございます。介護分16万円から17万円に上がる世帯が2世帯でございます。2割減額の世帯に該当してくる世帯が新たに5世帯10人、2割から5割に減額が上がる世帯が16世帯32人になります。保険税収に関しましては、減額世帯で30万円ぐらいの税額が減収になります。限度額の63万円と17万円に上がることに関しましては、税収としましては11万円ぐらいの。
- ○8番(篰 公一君) マイナスで。トータルでしたら19万円に。
- ○税務課長(藤井小百合君) マイナスになります。
- ○8番(篰 公一君) になるというようなことですね。
- ○税務課長(藤井小百合君) 以上です。
- ○8番(篰 公一君) はいはい、わかりました。
- ○議長(美馬友子君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 続いて,議案第12号について質疑のある議員はご発言をお願いします。

国清議員。

- ○9番(国清一治君) ただし書きの規則で定めると、規則はこれはできとんですか。
- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 規則は定めております。
- ○9番(国清一治君) さっき、1時間当たりの単価ちゅうんはどれぐらい。
- 〇農業振興課長(河野稔彦君) 1時間当たり単価は申しませんでしたけれども,1時間当たり1,000円としております。
- ○9番(国清一治君) 1,000円。わかりました。
- ○議長(美馬友子君) ほかにありませんか。

ありませんか。

## (「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第13号について質疑のある議員はご発言をお願いします。森林環境譲与税基金条例です。質疑はありませんか。

ありませんか。

篰議員。

- ○8番(篰 公一君) これは森林環境税が入ってきて使うた、本来は使わん分は返すということだったんですか。今回は、ほれを積み立てるということにするということなんですか。今年度としたらどのぐらい金額を積み立てる、今年度からの分ができるようにする、それとも今年度はできんと、2年度からになる。
- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 積み立ては2年度からと考えております。この環境 譲与税というのは、使途特定財源という意味合いのものではなく、使途はこういった 木材の利用関係に使いなさいよというところがあるんですけれども、返すものではご ざいません。
- ○8番(篰 公一君) 今年度の分はどないになる。今年度もあったでしょう。
- 〇農業振興課長(河野稔彦君) 今年度の分は使う予定にしております。使い切ると。
- ○8番(篰 公一君) 使い切れなんだ分は、返す。返さんでええん。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) それは、返すというものではありません。返すとい うのはどういう。
- ○8番(篰 公一君) いやいや、ほなけん国から来て、ほんでこれだけのことをしましたと。これだけ残りましたと。残った分については、返さんでもええんやね。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) それは返しません。
- ○8番(篰 公一君) 全部もらえるん。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) そうです。返しません。使った使途を公表はしてい くんですけれども、返すことはありません。
- ○8番(節 公一君) ほな、積み立てる理由って。
- ○議長(美馬友子君) 今年度は使い切っとるということ。

- ○8番(篰 公一君) 消化し切れなんだ分は、返さんでも。全部くれるんだったら 積み立てとかんでも別に。何かちらっと、消化し切れなんだ分を積み立てられるとい うことと解釈しとったんやけど、ほうではないんやね、ほな。
- ○議長(美馬友子君) 河野農業振興課長。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) 今年度の額は400万円あるんですけれども、それを 今年度で使い切ると。令和2年度については約800万円近くの、倍額に増額されて入 ってくるんですけれども、それは一部使うところを決めておるんですけれども、目的 を決めて使わんかということで、この基金に一旦置かせていただいて、計画的に使っ ていくという予定でおります。
- ○8番(篰 公一君) 使わん分を積み立てて、次に行けるということの条例という ことやね。
- ○農業振興課長(河野稔彦君) そうですね、積み立てて。はい、そうです。
- ○議長(美馬友子君) ほかにありませんか。 相原議員。
- ○2番(相原喜久男君) この条例は公布の日からというんでなしに、4月1日からにされたらどうでしょうか。今、31年の補正が390万2、000円あります。それから、来年度予算が830万円ぐらい地方譲与税で入ってますから、今年度は使ってるんであれば、4月1日からにされたらいかがでしょうか。
- ○議長(美馬友子君) 小休します。

午後 5 時07分 休憩 午後 5 時09分 再開

- ○議長(美馬友子君) 再開します。済んません。山田副町長。
- ○副町長(山田 徹君) 勝浦町の条例。
- ○議長(美馬友子君) 座って。
- ○副町長(山田 徹君) 等のつくり方といたしまして、公布の日から特に施行日を 指定しない限りにつきましては、公布の日から施行するというふうなルールに基づい てずっとつくってきているような状況でございます。今回の基金条例につきまして も、特に日を指定しなければ来年度から施行されればええというふうな状況でござい

ますので、そういうふうな観点から公布の日から施行するというふうに定めているところでございます。例えば、先ほど水道条例とかによりまして公布の日をずらしていくとか、そういうふうなことがない限りは、本来町といたしましては公布の日から施行するというふうにさせていただいておりますので、そういうふうなことでご理解をいただければと思います。

今回、大体年度末の議決をいただいた部分につきましては、3月の末日前後というか、4月1日以前ぐらいで大体公布をさせていただいておりますので、特に今回の分につきましては指定をする必要はないかなと思っております。よろしいでしょうか。 ○議長(美馬友子君) 相原議員、よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。ほかにないでしょうか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは、続いて議案第14号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。簡易水道設置条例です。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第15号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。

瀬戸議員。

- ○3番(瀬戸直一君) 済んません,ちょっとしょうもない質問かもわからんのやけど,各地区によって水道料金が違うんですよね。これはどういう理由でなってるんでしょうか。
- ○議長(美馬友子君) 松本上下水道課長。
- 〇上下水道課長(松本博文君) 各水道施設によって水道料金が違う理由はということですが、勝浦町の場合、各水道組合が運営管理をしてきたというような経緯がございます。平成20年度から町のほうで町営化への移行に向けて業務を行ってまいりまして、更新工事等で改良工事が終わったところにつきましては、改良費用なり維持管理費用に合わせまして水道料金を改定してきております。現在、川北地区の水道料金というのが町営化料金ということで、その料金に合わせていくように各施設の更新による工事を行っているところでございます。水道組合が運営してきたところというところから、水道料金の違いというのが出てきているかと考えております。

- ○議長(美馬友子君) 瀬戸議員。
- ○3番(瀬戸直一君) ということは、最終的に全部統一されるということでしょうか。
- ○議長(美馬友子君) 松本上下水道課長。
- ○上下水道課長(松本博文君) 各施設の完全町営化への移行に向けて推進している ところでございます。
- ○議長(美馬友子君) 瀬戸議員,いけますか。

ほかにありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 続いて、議案第16号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。国清議員、さっきのところ。

国清議員。

- ○9番(国清一治君) 済んません,ちょっとじっと見よったら何点か疑義があるんやけんど,この計画に乗っとらなんだら数さえ借れんということで,今回の目的は財団法人を加えてということだと思います。この見出しの年度が,これって28年度から令和2年度に変えとかないかんのではないんで。細かいことやけんどな。答えて。
- ○議長(美馬友子君) いける。
- ○9番(国清一治君) 質問がわからん。

平成28年度から32年度になっとんを変えとかないかんのと。これは変えとかな。ないのに、平成32年度や。

○議長(美馬友子君) いけます。

石木企画交流課長。

○企画交流課長(石木正昭君) こちら事業計画の各ページの一番上の事業計画,括 弧書きの中のことをおっしゃっていただいてると思います。私も認識が違っておりまして,今回の変更点で改元に伴いまして表記を変えておりますが,変更前ということであえて変えないほうがよいかなというところだったんですけど,精査しましてやっぱり変えといたほうがいいかなというところで,申しわけございませんが修正ということでお願いできればと思います。この事業計画の括弧書きですが,平成28年度から令和2年度ということで,申しわけございません,修正をお願いできればと思いま

す。

以上でございます。

- ○9番(国清一治君) ほれと、観光又はレクリエーション施設で、地域活性化センターって、今はもう仮称でないんだろう。これは最初のときは仮称だっただろうけんど。それと、市町村道で今山川端線が塗装になっとんやけど、これは塗るんで。舗装の間違いかいなと思うけど。こまいこと言いよるけんど。塗装なんで、これ。橋やったら塗装やけんど。舗装だろ、これ。地元の人は舗装じゃというて言いよる。あれは大分割れとる。
- ○10番(井出美智子君) 町道がぱっくりくちはっとうけん,ほれをちゃんとする と思う。だけん,塗装ではないと。舗装の間違い。
- ○9番(国清一治君) 地籍の事務と違うんか。いや、広報委員がおるけんな。地籍 の事務と違う、これ。ほれは直しといてください。広報委員さんも言いよるけん。
- ○議長(美馬友子君) 石木企画交流課長。
- ○企画交流課長(石木正昭君) ご指摘をいただいた点は改めて確認をしまして,正 しい議案ということで再度提出させてもらえたらと思います。申しわけございません。
- ○9番(国清一治君) お願いします。
- ○議長(美馬友子君) ほかにありませんか。

議案第16号,ほかにありませんか。いけますか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは、続いて議案第17号について質疑のある議員はご発言をお願いいたします。町道認定でございます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 以上で詳細質疑を終了いたします。 お諮りいたします。

本件を第二読会に付することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定 いたしました。 それぞれの質疑から答弁漏れとか資料提出ということを言われておりますので、全議員に資料なり説明をよろしくお願いしたいと思います。それから、議案第16号は差しかえもあるということで、十分確認をよろしくお願いしたいと思います。

本日はこれで散会いたします。

あすは、午前9時30分から会議を再開いたします。

お疲れさまでございました。

午後5時20分 散会